

平成22年第8回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（9月16日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長あいさつ	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	7
宗田雅之君	7
蛭田武彦君	13
星一彌君	16
関根政雄君	22
前田雅秀君	29
前田武久君	33
青戸孝夫君	39
議案第68号の上程、説明	48
議案第69号～議案第78号の上程、説明	49
会議時間の延長	59
監査報告	60
議案第79号～議案第88号の上程、説明	61
議案第89号の上程、説明	68

議案第90号～議案第92号の上程、説明	70
散会の宣告	71

第2号 (9月24日)

議事日程	73
本日の会議に付した事件	75
出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
職務のため出席した者の職氏名	76
開議の宣告	77
議事日程の報告	77
諸般の報告	77
議案第68号の質疑、討論、採決	77
議案第69号～議案第78号の質疑、討論、採決	79
議案第79号～議案第88号の質疑、討論、採決	94
議案第89号の質疑、討論、採決	101
議案第90号～議案第92号の質疑、討論、採決	101
日程の追加	103
議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
閉会中の継続審査申し出について	105
閉会の宣告	105
署名議員	107

第 8 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成22年第8回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成22年9月16日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第68号 鮫川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 5 議案第69号 平成21年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 6 議案第70号 平成21年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 7 議案第71号 平成21年度鮫川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 8 議案第72号 平成21年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第 9 議案第73号 平成21年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第10 議案第74号 平成21年度鮫川村集体排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第11 議案第75号 平成21年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第12 議案第76号 平成21年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第13 議案第77号 平成21年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
について

提案理由説明

日程第14 議案第78号 平成21年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

提案理由説明

日程第15 議案第79号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）

提案理由説明

日程第16 議案第80号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第17 議案第81号 平成22年度鮫川村老人保健特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第18 議案第82号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第19 議案第83号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第20 議案第84号 平成22年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第21 議案第85号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第22 議案第86号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第23 議案第87号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2
号）

提案理由説明

日程第24 議案第88号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第25 議案第89号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定について

提案理由説明

日程第26 議案第90号 工事請負契約の変更について

提案理由説明

日程第27 議案第91号 工事請負契約の変更について

提案理由説明

日程第28 議案第92号 工事請負契約の締結について

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	5番	坂本	忠雄君
6番	蛭田	武彦君	7番	星	一彌君
8番	関根	政雄君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	青戸	孝夫君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（1名）

9番 山形 郁夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	鈴木	治男君
企画調整課長	芳賀	亨君	住民福祉課長	佐藤	文夫君
農林課長	森	洋君	地域整備課長	近藤	保弘君
教育課長	北條	利雄君	農事委員会事務局長	増谷	隆夫君
代査委員	青戸	彦磨君	会計兼出納室長	須藤	健君

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長 本 郷 秀 季

書 記 渡 邊 敬

書 記 緑 川 久美子

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第8回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季） 諸般の報告をいたします。

議案第68号から議案第92号までの25議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

修明高等学校鮫川校グラウンドの排水工事についての陳情書が、議長あてに提出されましたので、その写しを配付いたしてあります。

本議会に村長及び教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より、例月出納検査結果、決算審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、出張関係であります。

8月24日、町村議会正副議長研修会のため、議長、副議長が福島市に、8月25日、国道289号線建設期成同盟会総会のため、議長が東京都に、8月30日から31日まで、東白衛生組合議会先進地視察研修のため、前田雅秀議員が北海道江別市に、9月5日、県南地方総合防災訓練のため、議長が矢吹町に、それぞれ出張いたしました。

9番、山形郁夫議員から、本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） おはようございます。

平成22年第8回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、皆様ご出席のもと議案のご審議をいただきますことに、厚く御礼を申し上げます。

去る13日に、山形議員の奥さんが急逝されました。本日の葬儀ということであります。皆様とともにご冥福をお祈りしたいと思います。

今年の夏は、全国的に猛暑が続きました。役場の観測所によれば、7月中旬から最高気温が連日のように30度を超え、台風9号の影響を受けました今月の7日に待望の雨が降り、猛暑も一段落したところであります。これまで10日以上降水がなかったため、播種や、移植したばかりの大根、白菜等の生育が心配されましたが、農家にとりましてはこの雨が天の恵みとなったところであります。

作付当初生育がおくれていました水稻も、この猛暑で豊作が期待され、稲刈りも10日以上早まりそうにあります。ただ、早場米産地の状況を聞きますと、高温障害により、白濁米が発生して、等級の低下が見られるようであり、また、その価格も豊作予想により、大変過剰出回りということですから、下落しているようで、この辺が懸念されるところであります。

今議会に提案しました平成21年度会計の決算につきましては、全会計が黒字決算となり、一般会計が繰越明許費繰越額を除きまして、1億3,049万6,377円、9つの特別会計で6,375万1,417円、一般会計、特別会計合わせまして、1億9,424万7,794円を次年度に繰り越すことができました。この決算につきましては、去る8月30日、31日、9月1日、2日の4日間、監査委員の審査を受けたところであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定の基づく財政健全化判断をいたします比率につきましても審査をしていただきました。後ほど、代表監査委員からご報告がありますが、いずれの比率も国が定めます早期健全化基準をクリアしているところであります。皆様方のご協力に御礼を申し上げたいと思いま

す。

今回、定例会でご審議いただく議案につきましては、条例の一部改正条例案件が1議案、決算認定案件が一般会計と9つの特別会計を合わせまして10議案、補正予算が一般会計と9つの特別会計を合わせましての10議案、鮫川村過疎地域自立促進計画の策定についてと工事請負関係の議案が3議案、合計25の議案であります。このほか追加議案といたしまして、人事案件2件の提案を予定しています。

提案しました議案につきましては、十分ご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げ、あいさついたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

12番 青戸孝夫君 及び

1番 岡部明君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る9月8日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程等について協議をいたしました結果、会期については本日から9月24日までの9日間と決定いたしました。

日程については、お手元に配付されてあります日程表のとおりであります。

この会期日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告にかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から9月24日までの9日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 平成22年度第8回村議会定例会において、2点について村の考えをお伺いします。

まず、1点目、県道勿来・浅川線拡張工事の早期実施について。

以前にもこの路線については道幅が狭く、大変危険な道路だとの思いで、早期の改修工事をお願いしてあった路線であります。現在に至っても一向に改修が進んでいないのが現状であります。

最近では、日本でも有数なモトクロス場ができ、県内外から多くの車がこの道路を使用しており、以前にも増して危険であります。地域住民にとっては、一日でも早い道路の拡張を切望しております。

また、村としても交通事故死亡事故ゼロ5,000日を達成し、さらなる事故防止に努めている中でありますので、危険箇所の早期改修は大変重要ではないかと思えます。

村としても、県に陳情を続けていると思えますが、その結果としてどのように考え、どのように進めるべきかと考えているのか、お伺いします。

2点目、人財の雇用による販路の拡大と雇用対策について。

村指導のもと、安全・安心な食づくりに多くの農家の人が取り組み、「手・まめ・館」を

通して販売し、農家の収益の一役を担っていることは大変意義のあることではないかと思
います。

この取り組みを今以上に助長し、農家の収益の向上と中山間地域の景観保持、若者の雇
用拡大、新規就農者を募るためにも、営業力に優れた人材を確保し、販路の拡大を図っ
てみてはと思いますが、考えを伺います。

以上、2点についてお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の2点の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、最初の質問であります。

主要地方道勿来・浅川線ではありますが、ご質問の主要地方道勿来・浅川線は、いわき市
錦町大島を起点として、浅川町根岸までの総延長約47キロの路線であり、村内の分は延長
で15キロございます。広畑地内の国道349号から古殿町の境、小名沢地内までは6,200メー
トルあります。そのうち、内ヶ竜地内の砂防ダム付近の改良工事は、平成18年度から21年
度までの4年間で240メートル完成しております。

現在、未改良区間は農免農道東野中部地区で整備している交差点から、楢久保までの
460メートルと、楢久保から大分おいて、遠ヶ竜までの900メートルであります。

議員がご指摘のこの狭い道、急カーブ、急傾斜地はこの区間を言っているのではないかと
思います。

この区間は急カーブが多いため見通しが悪く、幅員が狭いため普通車同士でも交差する
際は、一方が待機所等の広い場所で待っている、そして交差しているのが現状であります。
この路線を旧集落62戸が利用しており、公共交通機関がなく、自家用車に頼るほかなく、
通勤、通学はもちろんのこと、生活路線としても重要な路線であることは認識しているところ
であります。

そこで、知事に対しまして、主要地方道勿来・浅川線道路改良についての要望活動は、
私が村長になりましてから4回ほど行っております。その際には、議長さん、そして議員
さん方にも同行していただきました。平成15年12月2日、平成16年11月12日、平成20年1
月24日、平成20年12月15日の4回であります。要望活動のほかに、毎年5月に県南建設事
務所長と国・県道路の改良及び河川、砂防の改修についての協議する事前調整会議を開催

しております。今年5月17日に行われました。その場で平成22年度の県の対応方針が示され、その中でも主要地方道勿来・浅川線関連の道路改良計画は示されております。3地区であります。

まず、最初の1番目に内ヶ竜地区は、農免農道東野中部地区で整備している交差点から榎久保地内に向けての未改良区間460メートルを平成22年度に地方特定道路整備事業の新規採択となり、今年度は調査設計を実施しており、間もなく道路の法線が示されるものと思われま。

2番目に本坂地区です。大塩側は平成21年度に完成して、これは議員承知のとおりであります。

酒垂側については、平成21年度に600メートルの調査設計が終わり、平成22年度は、地域自立活性化事業で用地買収を進めるとともに、改良工事に着手することになり、今年度は120メートルを工事する予定となっております。

3番目に塚本地区です。平成21年度に80メートルの調査設計が終わり、平成22年度は生活基盤緊急改善事業で、用地買収を行う予定となっております。

道路改良工事を早急に進めるには、用地の協力が必要であります。用地問題が発生した際には、議員皆さん方にもご協力をいただきたいと考えております。今後は榎久保地内から遠ヶ竜までの未改良区間900メートルについて、新規採択に向けて要望活動を展開する考えでありますので、皆様方のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、2点目の質問、人財の雇用による販路の拡大と雇用対策についてお答えを申し上げます。

まず、本村の農作物の販売推計ですが、平成18年度以降は、農林水産統計の市町村別の額が出ておりませんので、村独自の調査による平成21年度推計ですと、約24億円に上ると思われます。このうち、米が3億6,200万円、大豆と穀類が1,900万円、畜産が19億1,400万円、野菜が1億600万円と推計され、このうち「手・まめ・館」取扱高が米で350万円、大豆で1,650万円、野菜で2,200万円余りとなっております。また、宅配件数が延べで3,100件、村外でのイベントなどによる物販回数26回、589万円の売り上げとなっております。おかげさまで、平成21年度の「手・まめ・館」の取扱高、売上高ですね、1億200万円と、1億円の大会を突破したことは喜びにたえないことであり、関係各位に感謝を申し上げます。

さて、村外へ売り込む課題として、現場からの意見を聞きますと、定期的かつ継続的な

物販、鮫川村はこれだという商品、日持ちが長く軽いもの、そしてすぐに食べられるものが挙げられております。議員おただしの販路の拡大を図るためには、まず、品目、生産量、特化作物の開発等、生産基盤を拡大することが喫緊の課題ではないかと考えます。昨年度末も、これらの指導に当たる人材を探したところですが、なかなか常駐してくれる人が見当たらず、本年度は、特別栽培農産物及びエコファーマー認定等の指導につきましては、郡山市の渡辺技術事務所をお願いしたところであります。

いずれにいたしましても、生産基盤の拡充と販路拡大は車の両輪であると考えますが、当面は生産基盤を充実することが肝要かと思っておりますので、営業につきましては今までの人脈等を通して拡大をしてまいりたいと思っております。各農産物の栽培誘導、あるいは栽培品目等に皆さんお気づきの点があれば、ご提言をいただければと思います。

以上で2番、宗田雅之議員の2点の質問に対してのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 再度、1番目の県道浅川・勿来線拡張工事の早期実施について質問させていただきます。

今3区間に分けてやっていくという方針は受けました。だけれども、これは前からなんだけどなかなか進まないものですからと思ひまして、今度挙げたわけなんですけれども、これは部分発注、部分陳情ということは県のほうにできないでしょうか。

例えば今現在、去年、おととしだったですか、大渋滞になったんですね。お盆に楢久保・遠ヶ竜線が、中川西寅夫さんの前で車が交差できなくなって、あそこが大渋滞になったわけなんですよ。どうしても村の人はよける場所がわかるから避けるんだけど、ほかから来た人は避けられないんですよ。

だからこれはも早期にやっていただけるような部分陳情、例えば、遠ヶ竜・楢久保線、こういう部分陳情と、あとはこれは県に要請してもらひまして、例えば現場視察、県議さん、あとは県職員さんも現場を1回見てもらって、どういう状況かと見てもらうのも早期解決の方法かなと思ひますが、その点村長にお伺ひします。

あと、2点目の販路拡大なんですけれども、これは各地域で大体成功している事例を見ると、すべてこれは農協職員上がりとか、そういうものにたけた人が大体指導力を持ってやっているのが成功している例が多いんですよ。そういうものを考えるときに、堆肥センターもこれからつくるわけですから、こういう堆肥を利用した農家の方、耕作者が利用して農作物をつくって、そして実感がわくような再生産可能な栽培というのはこれはもち

ろん大事なことだし、それをやることによってこういう新規就農者ができるような、今雇用のない時代でございますから、そういう対策が必要かなと。今全国で耕作放棄地が埼玉県36万平方メートルですか、これが滋賀県ぐらいになったそうですね、40万ヘクタールも。こういう状態でございますので、村としてもそういうもろもろの対策、耕作放棄地を解消するような対策、それによって新規就農者も募る、一石二鳥、三鳥にもなるんじゃないかと思いますが、村長の考えをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の再質問、まず最初の道路関係であります、これはその部分発注はできないのかというおたかしであります、私は国道の289号線、これも皆さん御承知のとおり、鮫川は一番入口が悪いんですよ、入り口より出口が悪い、ですから村長になって6年、7年目ですが、いずれもその第一の要望箇所に深沢を挙げてきました。いよいよことしになりまして深沢の改修工事は200億円かかるそうです。ここはいつまでたっても議員がご指摘のとおりでうだつが上がらない。それでまず仕事をしやすいように、国のほうも仕事に取っつきやすいように順序をかえてくれないか、だんだんには深沢にも行きますけれどもということ、深沢は凍結防止措置、あぁいった500万円、1,000万円の事業ならばどんどん持ってこれるから、その辺で勘弁してもいいよ、ですから2期、3期とまずスリップ事故の対策を優先させて、改良はちょっと待ってくれないかと、順番にやらせてください、そういったことで、今鮫川に入りまして、第1期工事は県の代行工事でやってもらいました関下・関口線、あそこから姿平に抜ける道路をまず第1期工事、そして第2期工事に青生野からいわきにつながる道路を第2工事、そして第3期工事に深沢を持ってきたい、そういう説明で、これはやむを得ないのかな、国道ですから国の思いがあります。そういったことで、譲りました。

県道もそうです。県道も浅川・勿来線で浅川から来ているんですね。そういったことで先日宗田議員からこの一般質問をもらった次の日に県議が来ました。そして県議の動きが悪いからこういった質問が出ているんだから現場を見てくれないか、そういうお話をしましたところ、近いうちに皆さんの要望があれば、そういった活動をしながら現場を見せていただきたい、そういうお答えをいただきました。そういったことですから、国道よりは県道のほうが、県の考えで私たちのお話が、思いが通るのではないかと思います。そういったことで、急がれる、危ない箇所から直してもらおうような要望活動もしていきたいと思えます。

次に農産物の生産関係ですが、まず、今原因ご承知のとおり、米にしろ、農作物にしろ、再生産可能な販売価格ではないんですね。こういった価格を何とか維持しよう、そうしたことで堆肥センターをつくったのはそういったことです。平場と違った、鮫川の地域の特性を生かした農薬、あるいは化学肥料、そして自分らが汚さなければ汚れない、この土地を有効に使うにはどうすればいいかということを考えたときに行き着いたのが堆肥センターの建設ということです。

こういった堆肥センターの建設、良質な堆肥を生産しまして、この土地を堆肥を使って土壤に改良してもらう、そういった土壤から生産された農作物は、食料品は必ず私たちの体をいやしてくれる、そういった農産物になり、消費者にも必ずや評価をいただけるのではないかと、そういったことで販売関係の確保もできるのではないかと、そういう思いであります。

どうぞ、今議会に堆肥センターの建設の同意を皆さんにいただく提案をさせていただきますので、その辺もよろしく願い申し上げます。

以上で、宗田議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） もう一度、1点、県道浅川線ですけれども、これも地域の道路ばかりではなくて村としてもこれは主要幹線道路ですよ。例えば、あそこが抜けることによって、浅川、棚倉、白河の人たちにとっても、いわきまで行く時間の短縮、これはかなりなると思います。だからそのもろもろも、それが通ることによって今言った「手・まめ・館」の利用率も上がるし、村に相当お金も落ちてくるのではないかと、そういう人の流れというのを定めるためにも、やっぱりあの道路は本当に村の基幹道路だと私は認識しております。

あと、今言った人財の雇用なんですけれども、私はあくまでもこの人財というのは、前もって材料の「材」ではなくて、財産の「財」という字を載っけてもらったんですけれども、本当の村の財産となるような人財を使っただいて、本当の将来の村づくりに、農家づくりに、人づくりに役立てていきたいなという思いで質問いたしました。

以上をもって、要望を兼ねて質問とします。

ありがとうございました。

◇ 蛭 田 武 彦 君

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田武彦君。

[6番 蛭田武彦君 登壇]

○6番（蛭田武彦君） 6番、1問であります、一般質問をいたします。

施設運営計画と後継者対策について。

本村の第3次振興計画も半ば後半に入り、まめな暮らしを生かした村づくりの基本理念のもと、きめ細かな村施策が実行されていることはまことに力強い限りであります、次の2点について伺います。

まず、1点目。

「手・まめ・館」を中心とした、食品加工室、喫茶室の増築工事が着工され、一層の利用効果が期待されますが、今後の運営と委託計画状況について伺います。また、堆肥センター建設に伴い、その運営計画についてもあわせてお伺いいたします。

2点目。

本村の後継者育成、人口減少対策などの一環として、結婚対策検討会がこのほど立ち上げられておりますが、結婚相談などの推進活動がスタートしたようでありますが、これを支援する、また好機を拡大するために、行政または団体などによる出会いイベントの開催やイベントの内容と伺いますか、工夫を考えていくことも必要かと思いますが、その考えを伺います。

以上2点を村長にお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田武彦議員の2点の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、最初の「手・まめ・館」の施設運営計画についてお答えをいたします。まずは「手・まめ・館」に建設中の食品加工室、並びに喫茶室の運営についてのおたただしですが、両施設とも村内の建築業者が受注し、それぞれ加工施設は「手・まめ・館」後ろに本年12月、パン工房、喫茶室は「手・まめ・館」東側に来年1月の竣工に向け作業を進めているところであります。

これらの運営についてのおたただしですが、加工施設につきましては、今までみそ、高圧処理機による惣菜は旧給食センター、米粉の製粉は旧富田小学校、そのほかの加工は「手・まめ・館」で行ってございましたが、今回の建築により、製粉、納豆加工、惣菜、米粉加工、食

肉加工をこの施設に移し、一体的に加工し効率化を図るものであります。また、パン工房、喫茶室につきましては、パン及び洋菓子の製造と喫茶室を兼ね備えた施設として計画をしております。

運営につきましては、各般の意見を踏まえ、この施設が商工業振興の一助になればとの思いから、商工会と調整を今図っているところであります。

次に堆肥センターであります。鮫川村豊かな土づくりセンターとの名称で、平成22年度、平成23年度建設を予定、本年度分につきましては去る9月7日、条件つき一般競争入札による改札を実施、棚倉町の藤田建設工業が落札し、本議会で議決をお願いしているところであります。

運営につきましては、平成21年第1回議会代表質問並びに同年第6回議会一般質問でも運営の方向性についてお答えをしていたところでありますが、基本的には振興公社を設立し、「手・まめ・館」とあわせて運営する方向で、振興公社審議会でも検討されておりますので、詳細を検討いただき、方向性を詰めてまいりたいと思いますので、お答えとさせていただきます。

次に、2つ目の質問、結婚対策についてであります。ご質問の出会いイベントにつきましては、県民意識調査によりますと、独身男女が見込んでいる理由について、理想の相手にめぐり会えないとする回答が多かったことから、多くの男女の出会いの場を設定し、若者が交流する機会を設けることが結婚へつながるものだと考えられると思います。

鮫川村では未婚者の割合が40代の男性で約20%、女性が4%、30代では男性約46%、女性約13%となっています。村では、今まで結婚対策としまして、平成7年から16年まで媒酌人への奨励制度、平成16年から結婚祝い金支給制度を実施しているところであります。ただいま本年も引き続き結婚祝い金3万円の贈呈は実施している、行っております。結婚対策検討会では、今年度につきましては教育課のユースカレッジへの参加を呼びかけ、高原の鮫川うまいもの祭り助成の意見が出され、実施に向け初めての県の助成です。準備中であります。来年度は各課に協力をしていただき、ふるさと春祭りを初め、各種イベントの年間計画を作成し、実施する考えであります。

男女の出会いの場につきましては、管内農業委員会の会議でも広域化することで多くの出会いを実現するのではないかと提案しましたところ、矢祭町と合同で実施する計画が今進んでいるところであります。福島県のホームページ福島若者交流情報、交流出会いイベントと村のホームページがリンクされており、多くの出会いの場が確保できるのではないかと思います。

れます。

以上で6番、蛭田武彦議員の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） ただいま説明いただき、何ていうか心強い限りです。

私も第3次振興計画の計画書にちょっと目を通してみました。先ほど申しましたように、きめ細かな施策と申しますか、本当に実行されておるといふ現在でございまして、また22年、23年度と大きな事業も控えておるわけですが、そういう中で、こういう若者、今後背負っていく若者に対して、なお一層今まで以上の支援施策をお願いしたいと、それを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今定例議会におきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

まずは、1点目は、不法投棄と産業廃棄物の取り組みについてでございます。

過去の不法投棄苦情に対しましては、地権者を初め監視員、住民との協力を得て、何度か処理されたと、そういう経緯はありましたけれども、その後の苦情はどうなんでしょうか。

また、平成13年でしたか、鮫川商事の倒産以降、産業廃棄物に対しまして、先輩議員等が何度か村の対応を伺った、そういう経緯はお聞きしておりますけれども、なかなか回答に変化がないと記憶しておるところでございます。今回、この3点について次の質問をお伺いしたいと思います。

1点目として、村は里山景観に力を注ぎ環境美化に努めておりますが、産業廃棄物の今後の処理対応についてをお伺いをいたしたいと思っております。

2点目は、あの道路沿いにある建物が今後風化をし、台風あるいは雪の被害等で道路を利用する方に危険はないのかと、その問題もあわせてお願いを申し上げます。

それから3点目でございますけれども、県は来年度から廃棄税を活用して、市町村に撤去費用を補助するという報道がございましたけれども、村として事業者と十分に協議をさせていただきまして、積極的に処理を進めるべきと、そういうふうを考えておりますが、村の考えをお伺いをいたしたいと思っております。

続きまして、教育長に、全国学力テストの公表についてをお伺いいたしたいと思います。

文部科学省は、このほど小学6年生と中学3年生を対象に、初めて抽出方式により全国学力テストの結果が公表されたようでございます。その結果において、本県は余りいい結果があらわれていないと。8科目とも順位を落とし、そのうち7科目が全国平均を下回るという結果が出たようでございます。特に国語、算数、中学生で言います数学ですが、応用問題が低迷している、そういうふうな新聞等で報じられております。テストがすべての人生とは私は言いませんけれども、学生の将来に向けて、進学受験に影響があるのではないかと心配されております。もちろんこの件については、保護者と話し合いは行われていると思っておりますけれども、本県の教育の結果、あるいは今後の指導方針について3点ほどお伺いを申し上げます。

1点目に、このほど行われた本県の受験の結果についてでございます。

2点目に、ことし4月に出了されましたアンケート調査がございましてけれども、今後こういう結果が県で生じたのに、指導方針は変わりがないでしょうか、あるのかないのかお聞きしたい。

それから3点目に、県は地域と家庭をさらに連携をしながら、実践方法を探るという報道が伝えられておりますけれども、具体的にはどう取り組もうとしているのか、今までの連携とどこが違うのか、この3点についてお伺いをいたします。

よろしくご返答のほどをお願い申し上げます。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の2点の質問に対して、私は不法投棄と産業廃棄物の取り組みについてお答えを申し上げます。

村では、美しい自然環境を保全しながら、まめな暮らしを生かした村づくりを推進しているところであります。平成15年に納税組長会議において、不法投棄防止宣言、不法投棄をしない、させない、産業廃棄物を持ち込ませないが決議され、村議会においても同じ内容で議決をいただいております。

毎年村民の協力を得て実施している春期の清掃や、道路河川クリーンアップ作戦、秋期清掃及び各種ボランティアによる清掃作業で回収される不法投棄は、以前として減っていないのが現状であります。

昨年の不法投棄状況ですが、不法投棄監視員さん及び住民の皆さんからの通報で、回収しました処理件数は10カ所ありました。中でも村道蒲谷地線の沿線に古タイヤが21本、バッテリー1個を土地所有者と青生野地区の不法投棄監視員3名の協力を得て回収をしたところがあります。ことし4月から現在までには、通報は数件ありましたが、特別回収量が多い箇所はなかったようであります。

次に、福島総合商事の産業廃棄物処理及び建物の対応についてであります。鮫川商事が平成13年11月に倒産し、産業廃棄物が放置されてから、既に9年が経過しております。産業廃棄物は県が担当しておりますが、県では土地等の管理者に対して、適正な維持管理が行われていないため、景観の悪化や新たな廃棄物の不法投棄の懸念など、周辺地域住民に不安を与える状況が発生しており、部外者の立ち入り防止を図るため、必要な措置を講じるよう、指導文書が県南地方振興局長名で通知しているそうであります。県南地方振興局の環境課に最近の指導状況について問い合わせをしました。廃棄物処理の動きがないとの回答でありましたので、県庁生活環境部の不法投棄対策室に電話で問い合わせをしました。室長の話では、県としても不法に放置してある産業廃棄物をそのままにしておくわけにはいかないので、早急に県南地方振興局と協議をして、土地所有者と直接会って産業廃棄物の撤去、及び建物の適正管理を指導しますとの回答がありました。

次に、産業廃棄物税ですが、平成18年度から県では、産業廃棄物税条例を創設しました。産業廃棄物税の課税は最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量で、税率は1トン当たり1,000円を徴しているようです。徴収された産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出の抑制と再生利用等による産業廃棄物の減量を推進するための費用になっています。

平成22年度の産業廃棄物税充当事業一覧によりますと、42の事業で6億5,000万円弱が予定されています。村が関係する事業では、不法投棄防止総合対策事業の中に、監視カメラ設置や、不法投棄防止啓発があります。

議員ご提案の産業廃棄物撤去費用補助が利用できるかどうか、県庁に問い合わせました。県庁生活環境部生活環境課総務課に問い合わせしたところ、適正に処理をしている業者が負担している産業廃棄物税であるので、不法に保管してある産業廃棄物の撤去補助はあり得ず、産業廃棄物税充当事業の対象にはなりませんとの回答がございました。

今後県が土地所有者と直接会って指導することになっておりますので、何らかの動きがあるものと期待しておるところであります。

村としましてはこの状況を見極めながら、次の対応策を講じてまいりたいと考えておりま

すので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で1点目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 次に、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 7番、星一彌議員の第2番目のご質問にお答えいたします。

ことしで第4回目となる文部科学省の全国学力調査は、今年度は抽出校方式で実施されました。

ご質問の①では、抽出校として本村では青生野小学校6年生4名の調査が発表されました。それによりますと、青生野小学校は、国語A、国語B、算数A、算数B、4領域とも全国を100としたとき、全国平均を上回っております。また、抽出校ではございませんが、鮫川小学校、鮫川中学校ともに同じように、国語A、国語B、算数A、算数B、数学A、数学Bの4領域について実施いたしました。校長からの報告では、これも全国平均、あるいはそれを上回っているということで、一安心ではございませんが、維持しております。

総じてご報告させていただきますと、福島県全体では低迷した中で、本村の子供たちの学びや学力はそうではありませんでした。関係者の皆様に感謝しております。

次に、②のご質問の指導方針についてであります。子供の意欲的な学びを持続させるには、教師の指導力は欠かせないと考えております。一斉に教え込みをしても教育効果が上がらないことは、各種の研究の成果から自明のことです。一つの教材のまとまりを単元と呼びますが、本村の各学校では、その単元を子供が学習するときに、学習問題や学習課題を先生と子供たちが一緒になって解決していく授業と、繰り返して練習する学習をバランスよく取り入れなどして、そして子供たちの力をつける授業に取り組んでいるところでございます。

こうした基本方針で学び続けると、たとえ知識を忘れても学び方が身につけているので、必要なことが再生できますし、常に問題意識を持って学ぶので、望ましい人間形成に役立つものと思っています。ささやかではありますが、しいて挙げれば鮫川ならではの授業として、これらを継続、発展してまいりたいと考えています。

3つ目ですが、具体的な取り組みですが、福島県教育委員会と本村の教育委員会とは、私はパートナーシップの関係、そういう面で進めてまいります。学校と保護者の皆様との関係も、パートナーシップの精神で、互いに協力していくことが大事だと思っております。

学校教育が普及した現在では、教える者と教わる者との意欲が高くなれば、それは教育そのものがよくなったことにほかならないものであると思っております。

本村では学力向上対策事業として、先生方の授業を公開し、外部から指導者を招き、これはきのう9月15日鮫川小学校で行いましたが、そういう授業を公開したり、指導者を招いたり、先進校を視察したりして、先生方の授業力の向上に努めています。

さらに、校内では、それぞれの学校では、診断的テストを実施したり、自主学習や家庭学習の習慣化を図る指導を強化したり、一人一人の児童・生徒が先生や友達と勉強することが楽しいという心を育てようと努めております。さらには、教職員の意識を高めるために、講演会や講習会などをできるだけ多くの先生方に参加できるようにしています。

以上を申し上げ、星議員の2番目のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 村長並びに教育長のほうからご回答をいただきました。その中で、不法投棄、産業廃棄物の件なんです、非常に不法投棄が減っていると、若干あっても量的には少なくなると、これはやはり村長みずからが環境美化に取り組んでいる、そのあらわれではないかと、非常にいい結果が出ているのかなと、そういうふうに感じております。今後ともひとつその活動を継続されまして、立派な村づくりに貢献をしていただきたいと、そういうふうと考えております。

それから、産業廃棄物の件なんです、早急に処理をしたい、指導をしたいという県側の要望でございまして、村長の説明からいきますと、撤去料は出ないと、そういうような回答だったと思います。いずれにしろ、当村にある廃棄物なものですから、なかなかトンの数的な話題になると思うんですね。ですから、村の財源ではなかなか厳しいのかなと思われまして、力強くまだ県のほうに陳情していただいて、一日も早くこの危険な建物、あるいは産廃物を処理していただきたい、そういうふう願うわけでございます。

この鮫川村が、非常に最近、ほかの地方でも「鮫川はすばらしいね。活動もすばらしい。けれどもまさにきれいだね」、そういう声を実際耳にしております。すばらしいこの村の景観活動がやはり村を挙げて物語っているのかなと、そういうふう思っております。

この産廃が処理されたならば、あるいはそういう見通しがとれるならば、今NPO関係で日本一美しい村というような、そういう地域づくりのNPOもあるようでございます。ぜひそれに向かって、そういう方向で善処していただきたいと思われまして、粘り強く県のほうにも要請をお願いしておきたいと願います。

それから、学力テストの公表結果でございますが、私個人で心配したよりも、全国平均よりも鮫川の子供たちはすばらしいという力強い結果報告がございまして、多少は安堵感があります。今後もたゆまぬ指導教育にご尽力を願うようお願いするわけでございます。

4月に出されたアンケートの調査ということで、若干私も目を通してみました。やはり子供さんも保護者も学校と家庭とそういう教育指導がどうしても頼るといいますか、それをもとにして勉強したい、そういうようなアンケートの結果であるようでございます。ぜひ、家庭と学校と、やはりさらに綿密な教育指導、あるいは日常の生活指導を含めながら立派な子供さんの教育にご尽力を願いたいと思うわけでございます。

ただどうも子供さんの、ある子供さんの一つ例にとって申しますと、学校の部活というのは、学校の先生は直接介入してはいないんだとは思いますが、1週に3回から4回ぐらいの部活動をやっているという子供さんがいると思います。その子供さんをずっと時間をひもといってみると、練習がある日は夜しか帰ってこない。学校からは宿題もあります。学習もしなければならない、予習もしなければならない、そうするとなかなか勉強する時間帯がとれないのではないかな。そして、たまには土曜日か日曜日で月1回か2回ぐらいはあると思うんですが、対外交流試合というのがあるそうです。そうすると、どうしても日曜の場合にあした学校でも、今度は試合が終われば反省会と、いろいろ親と子供さんがその場に行つて、帰ってくるのがどうしても9時あるいは9時半になっちゃうという例がございまして。

最近私も入学式に参加をさせてもらって、子供さんの状態を見るのですが、卒業式には余り見られないんですけども、入学式にあくびをしている子供がおりますよね。やはりそれは部活と、いわゆる学校の勉強とうちでのひずみと申しますか、やっぱりそういうところで疲れが出てくるのかな、そういう感じがしてなりませんけれども、今後部活の問題に対しても、学校側は知らぬ存ぜぬじゃなくして、やはりある程度そのほうに力を注いでもらって、やはり部活はやってはだめだということは一言も私は言いませんけれども、やはりそうした学業とスポーツの連携をとりながらいそしんでもらう、勉強してもらおうという方向の一つをお願いしたいと思いますが、教育長の再度の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 中学校については、部活動をもっと強くということが大変多かったんですが、やはり私は子供たちの人間性をつくる、人間をつくるということを考えたときに、やはり学業とそれから家庭の心の問題、そして子供たちとの連携を深める部活動、このバランスをきちんとしていかないと、将来成長しないのではないかと常々思っておりまして、機

会があるたびにそういうことはお話し申し上げておりますが、さらに具体的に、どういうふうにするのか、子供たちの実態調査なども含めて、また全家庭にそういうことを情報公開してご理解をいただくようなことを今後も努力してまいりたいと思います。

なお、蛇足ながら申し上げますと、やはり週3日以上も子供が9時以降まで家に帰らないのはやはり異常だと思わざるを得ないわけです。これがたとえ学習塾であっても、人間の脳というのは大体9時過ぎると衰えていくと言われております。そういうことで、やはり基本的な早寝早起きの生活リズムを整えて、そういうことが大事なんだということを子供たちにも、今の子供たちはやがて父親、母親になる子供たちですので、今の保護者以上に大事に、大切にさせていきたいなと考えておりますので、どうぞご支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（前田三郎君） 本日、山形郁夫議員の亡き配偶者の告別式がとり行われますので、その参列のため、午後2時まで休憩といたしたいと思います。

休憩にします。

（午前11時06分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 引き続き、一般質問を行います。

8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の9月定例議会におきまして、次の2点について一般質問をいたします。

まず、第1点目、教育委員会が策定しております行動計画の策定についての質問であります。

年度当初において、教育委員会より「さめがわの教育」が発刊されて、その中に行動計画が具体的に策定がされております。この計画は、鮫川村教育振興計画と、第5次福島県長期総合教育振興計画の諸施策を重点化し、推進を図るとしてはいますが、ここ数年の計画を閲覧しても、主要施策について大きな変化は見受けられないわけでありまして。年々教育環境が変

化し、児童・生徒の学力や体力低下が大きな問題となっている今日であります。これらの課題に対応すべく、鮫川村ならではの教育行動計画をわかりやすく策定すべきと考えております。

平成21年度の事業成果を踏まえて、今年度の計画の推移、さらには今後改善すべき新年度の事業施策について教育長にお伺いをいたします。

第2点目であります。村を支える後継者育成についての質問であります。まめな暮らしを生かした村づくりをテーマとした村づくりも、農業の振興を中心として、各事業が着実に進行していることは村民も高く評価をしているところであります。これらの事業を将来的にも継続していくには、何より人材教育と後継者育成が大事であると、不可欠であると考えております。

本村は昭和43年より奨学金制度によって、奨学金の貸しつけが行われ、現在は就農する後継者に限り、奨学金返納を免除する条例を制定いたしました。そして就農者支援を講じております。農業は本村の核となる産業であります。しかしながらそれと同時に、商業、工業も村を支える重要な産業であります。将来の村を支える各産業の後継者育成は、村の命づくりであります。これらの観点により、奨学金免除制度を公正に商工業の後継者にも適用すべきと考えておりますが、将来を見据えた後継者、担い手育成の施策について村長にお伺いをいたします。

以上2点、一般質問をいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の1番目のご質問にお答えいたします。

教育委員会が作成する教育計画「さめがわの教育」についてのおただしやご提言についてであります。

はじめに、鮫川村教育委員会行動計画の作成についてであります。最終的には教育委員会の同意を得て効力を発揮いたします。この作成過程において、もちろん学校や社会教育関係者の意見などを尊重して作成するものであります。その性質上、項目を挙げ、できるだけ簡素化する、体言どめなどの簡潔な表現にし、その実践の方法などはそれぞれの実施団体がよくわかり、最も効果が上がるように支援するものであります。また、それを受け、現状として幼稚園や学校での作成する教育計画は学校の教育目標を達成するために、校長の命とし

て作成、実践しようとするものです。

ご指摘では大きな変化が見られないとのことですが、教育というその性質上、評価の難しいものもあります。ただ、具体的に実践の場で事例を申し上げれば、基礎基本の徹底というところがあります。そういうところでは、言葉を大事にし、コミュニケーション、言語活動を生かした授業づくり、これは3つの学校がやっておることです。その具体的な意義を理解し、授業においてはどの教科の授業でも、先ほど申し上げましたようなことを意識するようになってきました。これは村を挙げて実施するところでありまして、言葉や考える力を育てる試みで、私は特徴の一つと考えております。この方式は非常に地味ではありますが、福島県の教育関係者から注目もされているところでございます。

なお、学校が作成する計画は、学習指導要領など、法令や教育委員会の方針に従いながら組織的、計画的に全職員が作業に当たりますので、それらをでき得る限り尊重してまいりたいと考えます。

次に、「さめがわの教育」第4の生きがいをはぐくむ生涯スポーツの振興という面では、現代まで村でもスポーツクラブの育成ということにここ数年努めてまいりましたが、趣旨をご理解いただいて、だれでもいつでもどこでもスポーツに親しみながら健康な生活が送れるようにするためのスポーツクラブを結成する、結成ができるまでになりました。こうした状況下、今後ご提言を参考にし、広く意見を求めたりして検討し、よりよいものにするために鋭意改善に努めてまいりたいと思います。

以上を申し上げ、関根議員の第1番目のご質問のお答えをいたします。

○議長（前田三郎君） 次に、村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2番目の質問にお答えを申し上げます。

本村の農業を初めとする各産業の将来を見据えた後継者育成は大きな課題であると思えます。あらゆる機会や事業として、策を展開しております。

その施策の一つといたしまして、各分野の専門的な技能や知識を取得するために学び、進学を希望する学生に対する経済的な負担軽減を図るため、奨学金の貸与を行っております。奨学金の貸与者は、9月1日現在13名であります。奨学生を学校種別で見ますと、専門学校1名、短大2名、4年制大学10名であります。分野別でいきますと、農業1名、商工業7名、医療1名、福祉2名、公務員2名となっております。奨学金の返還を行っている学生は31名

であります、奨学金の返還猶予及び返還免除を受けている奨学生はおりません。

お尋ねの奨学金の猶予及び免除する制度でございますが、本村の奨学金貸与条例第12条に、奨学生であった者がさらに上級学校で奨学生となったとき、または災害、疾病等により奨学金の返還が困難と認められたときに返還を猶予すること、そして同13条に、奨学生または奨学生であった者が死亡したときに、その全部または一部の返還を免除することが規定されております。

さらに第14条では特例として、卒業後、本村に居住し、かつ農林水産業に就業した者は、返還を猶予すること、そして10年を経過した者は奨学金の返還を免除することが規定されております。この特例措置は、本村の基幹産業である農林業の後継者育成が緊急の課題であること、そして新しい農業技術の知識ことこそ村の農業振興につながるのと考えて、生産性の低い産業である農業に対して、18年3月に議会議員の皆様のご承認を得て、特例措置を設けたものであります。

公正に、商工業者の後継者にも適用すべき等とのことではありますが、本村の商工業者の後継者育成についても大変危惧をしているところであります。しかし、財源には議員ご承知のとおり限りがあります。奨学金は本来返還することが義務であり、特別な場合を除き安易に免除制度を拡大することは望ましくないと考えております。確かに農林業に限らず、商工業を初めとする本村の各産業、各分野の後継者育成は大変重要な課題であります。あらゆる機会をとらえて後継者が育ちやすい地域づくり、環境づくりに努めてまいりますので、ご協力とご理解をいただき、お願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ただいまの教育長並びに村長の答弁に対して再質問をさせていただきます。

まず、私どもに毎年この「さめがわの教育」というのが渡されます。中身を詳しく見させていただいております。これは3年分の「さめがわの教育」でありますけれども、この教育行動計画を策定する過程において、学校関係者とか関係者と教育委員会が協議をして、最終的に発刊をするというご説明、答弁でしたけれども、まず一つは策定の決定に当たっての審議する機関、審議する委員会はどのような委員会、協議会を経ておつくりになっているのかということが一つ。それと発刊の時期はいつなのか、22年度の行動計画ということであれば、当然4月から学校は動きますので、その時点でできているのか、もしくはそれ以降に計画を策定されるのか、私どもの手元にこの教育の冊子が手渡されるのが約7月ごろ、毎年そのころ

だったようであります。年度初めには残念なことに手渡されない、その時期はいつなのか。

3点目として、この教育行動計画は、全く我が村の教育の計画のかがみでありますから、この冊子をどこまで周知というか、お渡しされているのか、教育関係者、ご父兄、保護者とか、学校教育関係者以外の方々、我々にも当然渡させていただきますけれども、その公開性はどこまであるのか、この3点について教育長に質問をいたします。

続いて、第2点目の村長が答弁をしました財政が大変厳しい中で、奨学金は当然お返しいただくという性質のものであります。その中で特例をとということで、就農者に特例を議会でも承認した経過がございます。

この奨学金約18名ぐらいいらっしゃるのでしょうか、多額な金額をご寄附されて、約1,500万円以上のお金を基金としてお貸しするという制度であります。過去には商工業後継者育成基金というものがあったとこの中に書いてありますけれども、それも昭和57年に併設されたということでもあります。その寄附された方は商工業の後継者を育成するためにこのお金を使っていきたいという性質のお金もこの中に入っているということでもあります。

そういった観点から、私は決して奨学金としてお貸ししたものは返さなくてもいいという甘い条例ではなくて、今商工業が大変厳しい状況に置かれております。まして後継者不足、後継者がいなくて廃業せざるを得ないという現状もありますので、そういった中で若い方が村に残って、学校で一生懸命勉強して我が家業を継いでいきたいと、さらには村の産業に新しい分野として従事したいという後継者、担い手がいた場合に、そういった若い志を支援するのも担い手育成の行政の一つではないかなという観点から、質問をさせていただいております。

再度村長に、長期的に商工業者、特に今農業の産業と並んで大変な状況になっております。ここを踏まえて、このまま施策を講じない限りは、人口3,000人を切るのは時間の問題だと本当に懸念しておりますので、そういった観点から長期的に商工業者、さらにははっきり言えば跡取りという、若い人たちを育成するお考え、決意を村長にお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 初めに教育長、答弁願います。

教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 3点のご質問にお答えを申し上げます。

一つは作成の過程のご質問だったかと思いますが、本来はいろいろ委員会をたくさん開いて、決定するのが一番いいのではないかと考えておりましたが、しばらく前に行事等の削減等で会議が減らされておりますが、それでもこの審議は十分なされているのかなと考えてい

ます。

1つは学校教育に関しては小中学校の校長会、これは例年ですとこの時期から12月までにかけて何度となく時間はできないと思いますけれども、かなり時間は費やしています。そして、ある程度成案ができたところで、教育委員さんの皆さん方にも会議は開きませんがよく読んでいただいております。あわせて同時に、社会教育関係者の皆様方にもごらんいただいて、これを2月、3月近くになってから条文としてまとめ上げるというプロセスでございます。

2つ目は発行時期でございますが、これは先ほどのような冊子にするのは私は6月だったと思います。しかし、その部分部分は年度のうちにきちんとできておりまして、決して早いとは申し上げませんが、その年度内に間に合うように、4月いいスタートが切れるように作成しております。蛇足ながら申し上げますと、ある町村ではきょう届けました。これはいろいろ理由があるわけですが、別にそんなに各町村でも急いでおられないのかなと思っております。

第3点目、どこまで配布するのかということでございますが、ご承知のとおり学校では4月スタート時点で必要に応じて保護者の皆様方には、来年度の学校はこんなふうにしますよということはお配りしているはずでございます。学校だより、あるいは学校の印刷物等で作っております。最近各学校で図解したものをごらんになったと思いますけれども、教育懇談会の折に校長先生方が説明してくれる、あるいは授業参観日とか保護者会の折に十分ご説明しておりますので、この目的は達成できているのかなと、こんなふう考えています。

議員の皆様初め、公的なものに対しては合わせる関係上、若干おくれることはありますけれども、直接子供や保護者に関するものは、かなり徹底しているのではないかなと思っております。

以上でお答えいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります奨学金の貸与の関係で、農業後継者でなく商工業者の後継者にまで貸与額を免除する制度を設けてはということですが、平成18年にお願いしましたとおり、生産性の低い基幹産業である農業の後継者の育成ということで重きを置いたものですから、もうしばらく猶予をいただいて、この奨学金制度にも村では6,000万円の範囲で猶予しております。ですから、もちろんお金が不足しているからそうではなくて、今しばらく商工業者の後継者に対しましては自助努力で頑張っていた

だきたい、そういう思いであります。こういったことで、ただ償還していただくのも無利子ということで、無理のない返済計画を村では準備しておりますので、その辺でご利用していただければと考えております。

答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 教育長の答弁について再度ご質問いたします。

この行動計画は、先ほども申しましたとおり大事な村の教育の1年間の計画でありますし、中身を本当によく読む、熟知するとまさにこのとおり教育が振興されれば、我が村の教育そのものも青少年の、それから生涯学習においても理想の教育行政ができるものと思っております。

答弁の中でこの審議、協議をするときに、教育委員さんとそれから社会教育委員さんには目を通していただくということでありましたけれども、これは大事な計画を策定する上で、まず教育行政をつかさどる教育委員会、さらには現場を指導してくれる学校長会、さらには教育委員さん、社会教育委員さん、さらにはその地域の教育力を高める地域の方々のご意見、こういったものを総合したもので年度の基本理念とか、重点施策の基本的な部分はころころと変わってはいけないと私は思っております。しかしながら重要施策として、ことしはこの部分は鮫川村の教育はここに力をおきたいというものが、どうもこの3冊を見せていただいても感じられないわけであります。

教育長、最後にご答弁いただきたいんですが、そういった他町村にない鮫川村の教育はこなんだと、理念の中に人は人によって人になるということがございます。他町村にない我が村の教育はここだということがこの計画の基本的な理念の中におありであれば、教育長にご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 先ほど大変ありがたいお言葉をいただきましたけれども、教育というときに本当にご承知のとおり、だれでも入れる間口の広いところでございますが、私は教育ということを考えたときに、子供たちに、つまり教育を受けれる者はその地域の中でしか生きられない、あるいは学校だったら教室の中で先生といい関係をつくりながら育っていくしかないということを考えたときに、物ではなくて、やはりどんな小さなことでもいいから、子供たちに心を動かす、そういうものを与えられれば、物は貧しくても、子供たちは育つと思えます。そう信じております。

ですから、具体的にこうするああするということを本当に並べたところで効果がないんです。字面を読んだところで、難しいなとつくづく自分でも思っております。ただ、導く人とそれから育てる人、これをどういうふうに育てていくのかと、いきなり立派な人になりなさいと言っても、これまた難しいことで、日々こうしなきゃならない、ああしなきゃならないというように、学校の教師はもちろん、地域の人たち、お父さんお母さんを含めてはっとさせられる、そういう教育が今、鮫川村ではできるのかなと、こんなふうに思っておりますが、今ここであれですけども、何らかの形でご報告できるように努力したいと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 先ほどこれは3回目ですけども、各委員さんを経た審議、この策定の上で各委員さん、それから社会教育委員さん、そういった大事な性格の委員会の委員の協議、それから討議を経て策定されるおつもりなのかどうか1点だけお聞かせいただいで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 誤解を招いたかもしれませんが、教育委員さんに目を通していただくということではなくて、長い期間読んでいただいて、問題があれば特に後でご協議をいただくという形ですから、ただ単に形式的な目を通してということではないかと、ある程度の時間をとって、これだけのものをわずか1時間か2時間で目を通すというわけにはまいりませんので、1項目ずつ、これはこうだ、これはこうだという形をとっておりますので、決しのご理解いただけないものではないかなと思っております。

学校を例にとりますと、これを校長から全職員におろしまして、そしてまた趣旨の徹底を図る、協議をこれから3月まで繰り返すわけですので、同じ項目でも中身が違うんだということでご理解いただければありがたいなと思っております。

◇ 前 田 雅 秀 君

○議長（前田三郎君） 3番、前田雅秀君。

〔3番 前田雅秀君 登壇〕

○3番（前田雅秀君） 本定例会において、一般質問を行います。

中山間地域における情報格差の解消について。

都市部と中山間地域の格差という言葉がよく使われるようになって以来、この格差解消が行政施策の多くの面においてさまざまに取り組みられています。

就労の場、交通網などいろいろ挙げれば切りがないと思いますが、若い世代の方々にとって生活の格差、言いかえれば生活の不便さの最たるものは何といても情報インフラの格差ではないかと思います。このことは、単に生活の不便さにとどまらず、企業誘致や若者の定住増加などに歯どめをかけ、若者の村外への流出を助長し、村全体の活力の低下を招くことになるものであると考えます。

この間、村当局は携帯電話使用可能地域の拡大や、ブロードバンド（光ケーブル通信網）環境の整備を実施してきており、村民生活の利便性の向上を図っていることは大いに評価するものであります。

そこでお伺いします。

1つ目に、携帯電話用鉄塔施設整備事業の取り組みにより、携帯電話使用可能地域はどの程度なのか。

2つ目に、平成23年3月に超高速インターネットのサービス提供が開始されると聞か、現在、光ケーブルの通信網の敷設整備事業の進捗はどの程度か。

3番目に、今後光ケーブル通信網を単に個々の企業や村民が個人として活用するにとどまらず、行政として村全体の産業振興や子供たちの学校教育、さらには村民の安全な暮らしの確保にどのように活用していくのか。

以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田雅秀議員の質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の質問、携帯電話のカバー率についてでございますが、毎年7月1日現在における携帯電話の通話可能世帯に調査がございます。本年7月1日現在で村が調査した結果によれば、本村の携帯電話のカバー率は70.04%でありました。これは、NTTドコモやKDDI、ソフトバンクなどの携帯電話会社のうち、1社でも通話が可能な世帯の割合であります。ドコモが入ってもKDDIが入らないとか、KDDIが入ってドコモが入らない、そういう地区もあります。ですが、どこでも1社、通話可能な世帯の割合は70.04%ということになります。ちなみに、NTTドコモのカバー率は64.3%、KDDIのカバー率は46.4%

でした。

村では、これまで携帯電話の使用可能地域の拡大のため、国の補助事業に積極的に取り組んでまいりました。今年度も、中沢、岫長、塚本、蕨ノ草の4つの地区でNTTドコモの参画を得て事業を実施します。今年度の4地区及び21年度の補正予算でNTTドコモの参画を得て整備した福原地区と石井草地区、またNTTドコモとKDDIの2社の参画を得て繰り越し事業により現在整備している遠ヶ竜地区、さらにNTTドコモが自主整備を予定している田尻地区の合計8つの基地局については、現在、今村が進めている光ファイバー網の完成後に供用が開始となります。これら8つの基地局の供用開始後における本村の携帯電話世帯カバー率は80を超えるものと思われまます。

次に、2点目の質問の、光ファイバーケーブル整備事業の進捗状況であります。この事業は鮫川村を含む6町村の連携事業として去る7月23日に東日本電信電話株式会社福島支店と契約し、8月2日に着工いたしました。工期限は平成23年、来年の3月15日までであります。

現在の進捗状況であります。工事施工に必要な光ファイバーケーブルの電力柱への共架の申請については、全体のうち約4割については既に東北電力から許可を得ております。NTTの電話柱への添架の申請は完了しました。また、道路架線の専用申請や、自営の柱を建てなくてはならないところもありますよね、柱がないところには。そういうところの用地の交渉は進捗状況に合わせてその都度申請を行いながら進めてまいりたいと思います。

既に光ファイバーケーブルの資材は発注しており、工事施行に必要な認可等の手続を完了したところから、順次工事を始めてまいります。

この工事が完了し、光のブロードバンドサービスが開始される時期ですが、計画では、49局については来年の2月の利用開始、あと48局、青生野地区については来年3月の利用開始の予定となっております。

なお、光のブロードバンドサービスの内容についての説明と、仮申し込みの受け付けは、10月に説明会を開催しながら行う予定であります。光ファイバーケーブルによる高速通信を利用したいと考えておられる方は、この機会にぜひ申し込みをされるように周知してまいりたいと思います。

次に3点目の光ケーブル通信網を行政として今後どのように活用していくのかとの質問であります。光ファイバーケーブル通信網の環境が整備されれば、村内の企業の競争力が強化されるばかりでなく、SOHOやテレワークなどパソコンや通信サービスを利用した新し

い働き方や暮らし方の可能性が広がります。これにより、本村の住環境都市の魅力が一段と高まり、村内への移住者、定住者の増加が期待できるのではないかと思います。

教育の分野では、時間や場所に制限されることなく、用途に合わせた学習が可能となり、また、テレビ会議システムを用いることにより、遠隔授業も可能であることから、さらなる学習効果の向上が期待できます。

現在青生野小学校や鮫川小学校では、インターネットを活用し、他校で行っている授業を同時進行で受けることができるライブ学習を行っておりますが、光ファイバーケーブルが利用できるようなれば、通信速度が向上し、より一層快適に学習できるようになります。

携帯電話の不通話エリアの解消の点でも、村が整備した光ファイバーケーブルを基地局と電話局を結ぶ回線として利用することができるため、自前で専用回線を引く必要がなく、設備工事のコストが低減されるので、携帯電話基地局の整備が一層促進され、安全・安心な地域づくりにも効果が期待できるのではと思います。

本村が整備する光ファイバーケーブルは1芯であります。この1芯は村の財産であり、これをNTTに貸し出し、NTTの光ブロードバンドサービスに利用してもらうこととなります。双方向通信やIP工事、地デジの再送信などができるように、専用線ももう1芯ふやして2芯で整備する場合に比べると、1芯の場合には活用方法に制約があります。しかし、たとえ1芯でも光による高速通信が利用できる環境が整備されるわけですから、これを村の振興のために活用することは当然のことです。

県は今年度自治体における光ファイバーケーブルの効果的な活用方法について検討する会議を立ち上げ、市町村と一緒に検討を始めたところでもあります。その一環として、NTTの協力を得て、2つの町で住民の健康管理をテーマに実証実験を行っているようです。

本村におきましては、情報格差の解消のために、村内一円にブロードバンド環境を整備し、住民の利用に供することを第1指針としてこれまで取り組んでまいりましたので、行政としての活用法については、今後も十分検討していきたいと考えております。議員各位におかれましても、アイデア等ございましたらご提言をよろしくお願いを申し上げ、3番、前田雅秀議員の一般質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 3番、前田君。

○3番（前田雅秀君） 3番、前田です。

答弁の中で6町村連帯でNTTと契約されたということでございます。そういう中で、この金額が29億6,100万円だったと思いますが、その割合ですか、負債の、持ち出しは村でど

のぐらいなんでしょうか。

もう1つそれから、自営というのは、自分で聞く場合の柱だと思うんですね、確か。そうした場合にはNTTの電柱とか電話柱がありますよね。それらは、お借りするときに村ではどのぐらいの負担を年間されるのか、わかるところでいいですからご答弁をお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、6町村ですが、基幹町村は埴町になっていただきました。埴町、矢祭町が2芯の整備です。あと棚倉、矢吹、鮫川、泉崎、これが1芯の整備で計画をしています。

この割合ですが、鮫川は2億5,000万円ほどになると思います。あと、1芯整備ですか、棚倉、埴と矢祭は七、八億円になるかと思います。棚倉町は光が整備されていないのが高野地区だそうです。これはごく一部なものですから、そういった1億円までかからないで済むのではないかと思います。こういったことで、あとは電柱の、自前の電柱と借り電柱についての使用料ですが、これは担当のほうよりお答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

〔企画調整課長 芳賀 亨君 登壇〕

○企画調整課長（芳賀 亨君） ただいまのご質問の自営柱と村長の答弁で申し上げましたのは、光ファイバーケーブルを敷設するための新たに設ける柱のことで、NTTや電力柱と同じような性格なものを自前で建てるということで、管理者が負担するものではありません。管理者は申し込みいただくことで、軒先までケーブルが来るという仕組みになっています。

それから、問い合わせの案件は、もう1件はNTTと電力柱の添架料の単価のことであると思いますが、電力だと1,100円ぐらい、年間1,000円程度というふうに記憶しておりますが、正確な金額は後ほど提示することでご了解いただきたいと思います。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 私は今回の定例会におきまして、2点について一般質問をしたいと思っております。

まず最初に、会議録の増刷についてであります。

会議録の印刷、増刷するかは私ども議会内部の問題であります。村長の姿勢、また予算

等にもかかわる問題でありますので、あえてお尋ねをいたしたいと思います。

議会の議事公開の原則のあることはご承知のとおりであると思います。情報公開の動きも高まっており、私ども議会といたしましても、会議の内容など限られた紙面での議会だよりは、質問、答弁とも要約したものでありますので、住民の方々にも理解しにくいと思われまます。できれば議会の傍聴をお願いしたいのですが、現実には会議を傍聴する時間がない、かと言って住民の権利によって担保されておる会議録の閲覧をするにも容易でない実態であります。

幸い本村では、会議録の編集、印刷等はされておりますが、閲覧用と行政側執行部、議員への配付などに限られております。その他は配布公開はされておりません。

そこで、行政側として増刷し、積極的に住民が情報に接しやすい、公的施設であります公民館、保健センター、図書館などに配布閲覧できる環境にすることが望ましいと思われまますが、村長の考えをお伺いするものであります。

2点目といたしまして、合併浄化槽の維持管理についてであります。

生活環境整備、水質浄化などに積極的に我が村で働きかけを行ってござりまして、合併浄化槽、そして村の中心地には白河排水センター等が設置されております。そういった中で、次の5項目について質問をいたします。

- 1、合併浄化槽設置の普及動向について。
- 2、管理委託業者業務内容について。
- 3、検査基準（水質、浄化槽本体の耐用性）などについてもお願いしたいと思います。
- 4、補助制度の継続について。
- 5、設置後の維持管理費について。

年間総額の点検料、くみ取り量の額を把握されておればお示しを願いたいと思ひます。

以上、2点について質問といたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の2点の質問に対してお答えを申し上げます。

まず最初に、会議録の増刷についてであります。議員ご指摘のとおり、議会の会議は、地方自治法により公開が原則であります。この公開とは具体的には、傍聴の自由、会議録閲覧の自由、報道の自由等であります。会議録は会議の審議経過や結果を知るのに重要なもの

となり、後日いろいろな争いが起きた場合には、これが唯一の証拠になる公文書であります。議会においては、この会議録を会期ごとに調整の上、作成され、その都度会議録を添えて議会会議結果報告を地方公共団体の長に報告することが規定されております。

さらに、会議録は村議員などに配布のほか当然村議会に保存され、議会事務局において村民の方から閲覧請求があれば、議事の内容が閲覧できるようになっております。近年は地方の時代と叫ばれ、さきの地方分権一括法などにより、地域行政がますます重要性を増し、地方議会においても責任と役割が大きくなっております。この傾向は一層進んでいくものと思われま

す。こうしたことから、なお一層の議会の公開性を高めることや、村民の利便性を考慮した対応が必要ではないかと考えております。議員ご指摘のとおりであります。

さて、ご質問の公開施設の会議録の閲覧、配布であります。配布するかどうかは、あるいはどこの場所に閲覧場所を設けるかの判断は議会側にあると思います。議会側から場所の協議や会議録の増刷についての予算要求があれば、協議をさせていただきたいと思

います。次に、2点目の合併浄化槽の維持管理についてであります。お答えを申し上げます。

村では赤坂中野の中心部を農業集落排水地域、戸倉及び発地岡地内を簡易排水地域として整備をさせていただきました。その他の地域を合併処理浄化槽で整備を進めているところであります。個人設置の合併処理浄化槽を設置する戸数は、平成3年から21年までに470戸が整備されました。今年度も20基分の補助を予算計上しておりますが、現在までに申請があったのは1基施工中であります。そのほかに問い合わせが4件ありますが、まだ申請までは至っておりません。

村広報紙や防災無線でお知らせをしていますが、景気の低迷によると思いますが、例年に比べると申請件数が少ないのが現状であります。普及率を全戸数1,161戸で計算しますと、個人住宅で今ほど申しあげました470戸、村営住宅などで56戸、集落排水で145戸、簡易排水で11戸、これは戸倉ですね、合わせまして682戸で普及率は58.7%となっております。

次に、2点目の合併処理浄化槽管理委託業務の内容ですが、合併処理浄化槽保守点検業者及び清掃業者は、浄化槽使用開始報告書によると、数件が民間業者と契約をしています。ほとんどが埜町にある協業組合、福島県南環境センターと委託の契約をしているよう

です。浄化槽保守点検の業務内容は、国家資格の浄化槽管理士が年4回、3カ月に1回の巡回を行い、浄化槽法の基準に基づき、保守点検を行っています。点検内容は臭気の有無、水位の

確認、泡の有無、異常音の有無、ブロー点検、水質測定などを行い、保守点検記録表に記入し、管理者に提出して確認を受けることとなります。さらに、浄化槽工程検査指針11条検査についても、年1回福島県浄化槽協会浄化槽検査委員会の検査を受けなければなりません。また、浄化槽清掃についても最低でも年1回は行うことになっております。

次に、3点目の検査基準についてですが、水質測定の項目は、pH、透視度、水温、溶存酸素量、残留塩素濃度などを測定します。検査基準はpHが5.8から8.6の範囲で、透視度が20センチメートル以上、溶存酸素量が1リットルの中で1ミリグラム以上です。残留塩素濃度は検出されること以上が基準です。浄化槽本体の耐用性ですが、本体はガラス製や強化プラスチックでできており、メーカーによって耐久性が異なるようですが、福島県南環境衛生センターの担当者に問い合わせた結果、15年以上は大丈夫ではないかとお話ししております。

次に、4点目の補助制度の継続についてですが、村としては今後も生活環境の改善と源流村としての自然環境を保全していくために、生活雑排水を処理する能力が高く、設置費用が安い合併処理浄化槽の普及推進を図るためにも、補助制度を継続したいと考えています。参考に、合併処理浄化槽設置補助金は、1基当たり5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、既設単独浄化槽撤去補助金額は、単独の浄化槽です。この撤去の補助金は、1基当たり9万円を補助しています。

次に、5点目の設置後の維持管理費ですが、福島県南環境衛生センターに問い合わせた結果であります。合併処理浄化槽維持管理費は、一般的な5人槽で、保守点検年4回で1万2,600円、清掃は年1回で1万9,950円、法定検査年1回で6,000円、個別に頼みますと、合計しますと3万8,550円となりますが、今申し上げました3項目をセットで契約すると、料金が3万1,920円となり、6,630円安く済むそうです。

以上で、11番、前田武久議員の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 会議録の増刷の件につきましては、村長の答弁のとおり、私どもこれから議員同士でもって協議をして増刷、閲覧、配布、町の協議などを進めて、そのような方向に持っていきたいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の合併浄化槽の件ですが、これは生活環境整備ということで、村が推進し、立地の関係上、鮫川村では合併浄化槽の設置が普及されてきたということでございます。当初は、申請者の方々も申請段階ではそんなに維持費がかからないものというふうに考えておりましたが、近年世帯員数ですか、そういうふうな人口の減少に伴って、そのような現象が起きて

おるわけなんです、1人家族、2人家族でも合併浄化槽の維持管理費というのは、大体そんなに変わらなく、かなりのこの生活費の負担増となっているということで、大変これはこれから危惧される問題であろうかと思えます。

せっかく村の指導要綱に従って、生活環境整備のために協力したが、設置してみたら、先ほど申しあげましたように、最低でも3万1,000円、その中でくみ取りが年1回義務づけられておるといようなことですが、さっきも申しあげましたとおり、5人槽、7人槽の中で、例えば1人家族、2人家族ということになれば、当然汚染度は少なくなるはずなんですよね。ところがあちこちの利用者から聞いてみると、利用者から聞こえる話では、何でかんでこれは1回法的に義務づけられているんだから、くみ取りは必要なんだというふうなことで、環境衛生センターのほうからそのような話をされる、中には合併浄化槽は先ほど申しあげられましたように、ガラス製というか、そういうものでできておるんですが、中の構造ですか、私もよくわからないんですが、実際私もそのようなことで利用しているんですが、中のろ過装置が破損するといような声があちこちで聞かれるんですよね。それは環境センターの方、検査員の方々にそのような話を言われて、それを修理しないとだんだん浄化機能が働かなくなるといようなことで、それを修理を余儀なくされる。それをすることになると、大変な予想もしないような修理代がかかる、中には修理がきかないものもあるかと思えますよね。

全部そちらのほうに村当局では申請の段階では村を通して補助金を交付されて設置されておるわけですが、後の検査等は委託しておるといような状況で、それがそういった状況ですか、それらを村当局では把握されておるのか、補助金の額は先ほど示されたとおりであります、これは58.7億、682件ですか、それは設置者の総額となると大変な額になると思えますよね。さっきの3万1,000円が1戸ですからね。そうすると、村全体で設置者の負担額がどのぐらいになるのか私もちよっと計算機がないですからわかりませんが、大変な負担になっておると思えます。これらについても今後ひとり暮らし、ふたり暮らしの方々の負担というのは、また人口割からすると負担率は膨大なものになるということで、できればこれは行政支援なども今後考えなくてはならないのではないかということも、あわせて村長の答弁をお願いしたいと思います。

実際これは役場では、地域整備課ですか、担当はね、その地域整備課のほうでは、それらの実態を把握されておるのかどうか、そこら辺も確かめておきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の再質問であります、ことしになりまして、この一般質問が議員から出る前に、担当者には合併処理浄化槽の個人設置の清掃状況はどうなんだということで、指導してきました。年1回村に届け出る義務を村の規則で設けたらどうか、これは人によっては今ほど議員指摘のとおり、3万円何がしの金がかかるものですから、2年に1回とか3年に1回とか、そういった自分で調整している人もいます。もちろんひとり暮らしだから5年ぐらいいいだろうとか、そういう思いでやっているみたいですが、その辺ひとり暮らしの人が果たしてもっていいのか、細菌がいるそうですね。何かバクテリア菌がいるそうで、決してそれが正しい利用方法ではないそうです。

あとは今ほど申し上げましたように、補助なんというのはどうなのか、ひとり暮らしで年1回3万円かけて、果たしてそれが負担になっていないかと、そういう思いもあります。その辺は補助とか、まず最初に行わせていただくのが、指示はしてきましたからもう始めると思いますが、係員が470人の皆さんにいつお掃除したか、年に1回やっているかどうか、その辺確認をして、あと年間の費用なども出して皆さんにお知らせをしながら、住みやすい村づくり、今ほど浄化槽関係では、村では一般会計からの持ち出しが4,000万円ほどで済んでいるかと思えます。この辺も合わせまして、補助等の検討をさせていただきたいと思えます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今環境センターのほうとか、あとは個別の資格業者、それに委託しているというような話であります、できればこれは職員の中でそういう資格をとらせて検査をさせると、そうすれば自分の身内の設備を、検査に合った基準でもって検査をすることには差し支えないですから、そうした場合にはかなりある程度村民の意向に沿った環境整備ができるんじゃないかというふうに考えておりますので、その辺も考慮をしていただきたいと考えていますので、その点について質問します。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど申し上げましたように、この国家資格が必要だそうです。ですからこの国家資格をとらせるように村で考えるか、あるいはそういった人を村で採用するか、そういった本来村に業者があればいいんですけども、他町村の業者なものですから、その辺を議員が指摘しているのではないかと思います。村内でできるような体制づくり、これも必要かなと考えております。

前に業者が1人いたんですけれども、この人は資格を持っていると思うんですけれども、その辺も検討しながら、前向きに村内の業者で、あるいは村職員で管理できるようにもっていきたいと検討させていただきます。

○議長（前田三郎君） 9番、山形郁夫議員は本日、欠席をしておりますので、会議規則第61条第4項の規定に基づき、山形郁夫議員の一般質問通告は無効といたします。

◇青戸孝夫君

○議長（前田三郎君） 12番、青戸孝夫君。

〔12番 青戸孝夫君 登壇〕

○12番（青戸孝夫君） 今定例会に当たりまして2点質問をさせていただきます。

1点目は、全国学力テストの結果等についてであります。これにつきましては星議員が重複した質問がありましたので、私のほうは3点ほど割愛をさせていただきます、5点について質問をさせていただきます。

第4回全国学力・学習状況調査、全国学力テストですが、4月に行われ、7月末に結果が公表されました。本県は残念ながら、全科目で順位を落とし全国平均を下回ったとのことです。特に算数の応用問題は44位、これは小学生ですが、中学校の数学Aは39位と低迷し応用問題で差が出たようです。特に、第1回の全国学力テストでは全国平均であったにもかかわらず、今回受けた結果、平均点に届かなかったことは、授業を進める上で問題点は何なのか十分検証する必要があるのではないかと思います。

それでは、それらに基づいて鮫川の教育について伺います。

①今年の学力テストは抽出による受験でしたが、本村は抽出校と自主参加校はどのようなものか伺います。

②新聞社のアンケート調査によりますと、全国学力テストを抽出方式にすることに対してどう考えていますかというアンケートですが、59市町村教委のうち38教委が継続すべきと考えているが、当教委は「どちらとも言えない」と回答しておりますが、その理由を伺います。

③同じく新聞社によるアンケート調査ですが、実施教科についてのアンケート調査です。この全国学力テストの教科についてはこれも「どちらとも言えない」、ふやすとか減らすとか、そうではなくて、どちらとも言えないと当教委では回答しておるかと思いますがその理由を伺います。

④村民こぞって教育を考える会がことしも大字ごとに行われましたが、どのような話し合いが行われたのか、また参加者は何名くらいだったのか伺います。

⑤公営学習塾について、父兄の方々はどのように考えているのか伺います。

次に第2点、職員採用についてを伺います。

全国には小さな自治体ながら輝いている町村が数多くあります。当村もその一つではないかと思いますが、首長の傑出したリーダーシップによるものが大でありましょうし、議会との友好な関係もあるでしょう。そして、それら実務面で支える職員の働きによるところも大きいと言われております。

小さい自治体の職員こそ、1人当たりの業務範囲が広いことは一般的なことであります。さらに地域に積極的に加わり、住民の意見や時には苦情を聞き地域と役場のかけ橋となることも職員としての大きな役割になっております。今後の村発展のためには職員一人一人の能力アップは欠かせないものでありましょうし、職員諸君も自覚しているものと思います。

さて、村では昨年はこどもセンターを含めて5名新採用しましたが、ことしは若干名採用する予定になっているようですが、どのような基準で採用されるのか伺います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 12番、青戸孝夫議員の5つのご質問にお答え申し上げます。

まず1番目のご質問、学力テストの抽出校と自主参加校ですが、先ほども星議員の場合にも申し上げましたように、本村では抽出校として青生野小学校、自主参加校として鮫川小学校と鮫川中学校の2校でございました。

次に学力テストの結果、これも星議員のご質問でお答えしましたように本村の3校は全国平均を100とした場合、100あるいはそれを上回る結果が教科、それからA、B問題とも出ております。

次に②の福島民報新聞社のアンケートで、悉皆の学力テスト実施についてどちらとも言えないと回答した理由へのおただしです。前政権下で文部科学省が説明したことは、その主たるねらいが教育環境の条件整備に資するためということでした。これだけのことでしたら、もっと少ないサンプルでも十分と思ったからであります。仮に悉皆調査だとしても本村の場合1クラス30名程度ですので、採点にほかの市町村のように特別予算措置をとらなくてもよいのではないかと考えたからです。学校では、先生方が採点することはより指導と

評価の一体化が図られ、指導の結果が上がるのではないと考えておるからでございます。

3番目のご質問、テスト科目でございます。これにつきましては、日本が国際社会として生き残っていくのには、中学校の段階で私は外国語の習得はぜひとも必要と考えておりますし、しかし、一方では教科をふやすことに対する負担も考えたから、どちらとも言えないと回答してございます。

④番村民こぞって子どもの教育を考える会についてのご質問でございます。この会は発足当時から、子供の現状を見て大人の生き方を考えるという会でございます。もちろん懇談会ですので、その話題に対して出席者がいろいろ考え直したり、これでいいのだと確信したりする場となればと考えてきました。したがって、同じ意見や対立意見が出たとき、司会者や責任者の運営の仕方を学ぶ会であれば、大人は自信を持って青少年の指導や助言ができるものと考えてきた大人の学習会でございます。

なお、参加者ということでございますが、本年度7回の延べ人数は191名でした。話し合いの内容ですが、要望、意見、提言などがありましたので、これらは事業について生かしてまいりたいと思っております。

主だった内容を申し上げます。1つは図書館の利活用についての質問、提言でございました。2つ目はスポーツ指導者の育成を図ってほしいという要望でございます。3つ目は保護者も村の諸施策にこたえ、行事等には多く参加しましょうというものでございます。4点目は学校の責任説明をはっきりしてほしいという意見も出されました。5番目、地域の施設設備への改修などへの要望です。

最後に5番目の公営学習塾についてのご質問です。

ことしの1月、小学校3年生以上の児童・生徒とその保護者に対して無記名でご意見をお聞きしました。その結果、学習塾に関して申し上げれば、小学生では学習塾は必要というのは21%、そうは思わない38.4%、その小学生の保護者、学習塾は必要28.9%、そうは思わない48.2%。中学生、学習塾は必要16.9%、そうは思わない33.9%。その保護者、学習塾は必要20.5%、そうは思わない48.2%で、いずれも学習塾に対する要望度は不必要論が上回っているようであります。しかし、希望する保護者もおりますので、学校で行われます学級懇談などの折に、希望する子供や保護者の要望には注意深く耳を傾けてまいりたいと思っております。

以上を申し上げ、青戸議員のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 次に、村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 12番、青戸孝夫議員の2点の質問に対してお答えを申し上げます。

今ほど教育長がお答えしましたが、4番と5番、村民こぞって子どもの教育を考える会と公営学習塾については私の意見もということですので、お答えをさせていただきます。

まず村民こぞって子どもの教育を考える会は、平成16年より始まりましてことしで第7回を迎えるわけです。それぞれその年の課題についてお話し合いをしているわけです。鮫川村7つの会場で大字ごとに開催をさせていただいております。

ことしの課題は、読書活動が望ましいこと、生活習慣の形成というテーマでもってお話し合いをさせていただきました。お話しのパケット会というボランティアグループに、この人のお話を、会議の始まる前10分くらいお話を、赤い花とかいろいろ興味深いお話がありました。

私も各会場を2カ所ほど都合で出席できませんでしたが、7つの会場のうち5カ所ほど一緒に同席をさせていただきました。いろいろ地域の問題が出まして、出席者も延べ人数で191名だそうです。会場によってはこちらから行った説明者のほうが多いような場合もありますが、やはりまじめな皆さんも来ている、こういった地道な活動が子供たちの学力の向上につながるのではないかと考えております。191名の皆さんと懇談できた、こういった思いが、教育長さんが来年平成23年度にこの会をどうするのかというお話になりますが、これらも継続していくことによって、また鮫川独自の教育環境ができるのではないかと期待しているところであります。

次に公営の学習塾の考えであります、アンケートの結果は、今ほど子供たちからのアンケート、お父さん、お母さん方のアンケートが20%に満たないんですね。ですから、今の子供たちは部活に忙しいのかな。先ほどの午前中のお話でも、子供に居眠りをしている子供がいるとかという話もございました。ですから、結構それぞれ活躍の場があって要望がない。確かに20%の要望はある、この辺をどうするか。ここら辺も順次状況を考えながら、子供たちの学力を考えながら、差し当たって皆さんで、村で公営の学習塾を建設するという事は少し時期尚早かなという思いでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2つ目の職員採用についてお答えを申し上げます。

本村では職員数を適正に管理するための定員管理適正化計画を鮫川村自立推進プランにおける主要事業の一つとして位置づけ、現在もその推進に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

これまでも行政の実情に応じた組織の見直しを行ってきたところであり、近年では「まめで達者な村づくり」の推進を含めさらなる住民サービスの向上とより効率的な行政運営を図るため、職員の意欲の向上を重視する人事管理を推進してきたところでもあります。しかし平成20年、21年度の2年間に、計画よりかなりオーバーする退職者が出、通常の事務事業の執行に支障を来す状況になりましたので、議員ご指摘のとおり5名の職員を採用したところがあります。

私が常日ごろ職員に求めていることは、チャレンジ精神であります。上司からの指示待ち職員ではなく村政の課題を解決するためにみずから発案し、行動する姿勢であります。行政に完全はありません。日々時代が動き村民の暮らしや経営が変化しておりますので、行政課題も変化するわけでもあります。したがって、職員がこれらの課題を解決する政策を提案できるかどうか問われるわけでもあります。村長が幾ら指示いたしましても、理解してそれを政策化できる職員がいなければ村政は進まないわけでもあります。

現在本村では、まめで達者な村づくりを初め、国・県のさまざまな事業を導入しておりますが、これらの事業の採択や許可を得るためには、審査に当たる国・県の職員が納得できるしっかりした計画書がつくれるかどうかにかかっております。

来年度から政府は地域主権の具体化として一括交付金制度の導入を計画しているようです。基礎的自体である市町村職員の政策立案能力が一層問われる時代になることが予想されるわけでもあります。したがって、今年度の職員採用はこの辺を踏まえまして、優秀な人材を確保するため応募資格を大学卒業程度としたわけでもあります。

今年度の採用数であります。定員管理適正化計画とあわせまして、今後予想される新規事務事業への対応や、退職者の動向等を勘案し採用人数を決めさせていただきたいと考えております。

職員採用の基準であります。福島県町村会で実施する第1次試験における教養試験の成績で、福島県内の受験者の平均点数を上回った者を第1次の試験合格者とし、合格通知を差し上げまして2次試験に臨ませることにしました。

また、第2次試験につきましては、10月初旬に論文と面接を予定しております。論文につきましては、課題のとらえ方、独自性、論理構成力、表現力、表記等の点数の総合評価により点数化し、選考することにしております。また面接につきましては、本人の表現力、社会性、積極性、堅実性、態度、総合評価による総合点により点数の高い順から採用を決定させていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、小さな自治体においては、限られた職員数で事務事業を担わなければなりません。さらに職員は、自分が住んでいる地域ではさまざまな世話役活動を期待されております。その辺十分に対応できる職員を採用してまいりたいと考えております。

以上で、12番、青戸議員の2点の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 12番、青戸君。

○12番（青戸孝夫君） ただいま全国学力テストの結果等について教育長から報告がありましたが、私は実際県で大分下がっていたので、これは鮫川も下がったのかなというような思いでいたんですが、意に反して、全国平均よりも上だというようなお話を聞きまして大変安心をしました。と同時に、これは今回中学3年で受けた生徒は第1回の試験を受けているんですね。そのとき平均点をとったということで、今回全国の平均点をとらなければその3年の間に鮫川の学校は何をやっていたんだというようなこと、こういう原因が出てくるのではないかなと、このように心配はしていたんですが、そういう点を聞きまして、非常に安心をした次第です。

それで、抽出方法によって青生野小学校が抽出されたということなんですが、そして鮫小、鮫中が自主参加ということだったんですが、これらについての経費等についてはどうだったんでしょうか。2番目のアンケート調査にもかかわるわけですが、このまま抽出方法を継続すべきという教育委員会が38あるようなんですが、鮫川はどちらとも言えない。できれば前回どおり全部の学校が試験を受けて、そしてそれぞれの学校が全国的に見てどういうところなのかなということがはっきりわかって、それに向かってそれぞれ目標に向かってやる方がいいのかなと私は思うんですが、そこにはいろいろな教育の問題が出るんだという考えの方もあって、やはりこれは日本全体としてレベルアップをしていかなければ、東南アジア、後進国と言われる国もどんどんレベルがアップしていきますからね、日本全体としてこれは落ち込んでしまうのではないかという、一人の村民として、あるいは一人の国民としてそう思うものですから、これは教育委員会もしっかりと受けとめてレベルアップのためどうすればいいのかということを考えてもらいたいなというふうに思っております。

3番目のアンケートなんですが、実施教科について、これも鮫川はどちらとも言えない。ちょっとどちらとも言えないという考え方はあり得ないような気がするんですが、今までどおりなら今までどおりでいい、中学校がそれに英語を加えたらそれでいいというはっきりした回答というものも必要なのかなと思います。確かに教育長の考え方はいろいろ我々と違って、教育界に長い間いた関係で思いは深いと思いますが、やはりできるだけ自分の力をわか

っていただいてそして頑張ってもらおうということが必要ではなかろうかなと、これも私個人の考えです。ぜひともそういう考えのもとに行っていただきたいとこのように思っております。

あとは4番の村民こぞって教育を考える会ですが、私も大体の会には出ておりまして、いろいろな意見が出されております。今回も本当に貴重なご意見等が出たようですが、ただやはり集まる村民の方が少ないという点は否めないわけですが、しかし教育自体がいっぱい集まったからよくなるんだとかそういうことではなくて、地道な活動がやがて少しずつ花開いていくということであろうかと思っておりますので、中には「こんな数ではやめだらいがっぺ」という方もあるようですが、やはり継続は力なりという言葉がありますので、ぜひとも継続してやっていただきたいなど、このようにも思っております。

あと5番目の公営塾についてですが、確かにこの4月の調査によりますと、余り望まない生徒、あるいは父兄が多いようですね。これはこれでいいんですが、ただやはり伸びようとする生徒を村としてどうして伸ばしてやるか、そういう一つの方向性というものも必要かなと思います。このような教育環境だから、交通が不便だから、町に遠いからそれでいいんだではなくて、勉強にしろスポーツにしろ、あるいはいろいろな音楽、絵にしろ能力を持った子供がいっぱいいると思うんですね。それを別な形で、塾でなくてもいいんですから、伸ばしてやるのもまた村としての役割かなと思っておりますので、これらを含めて、塾だけでなく、考えていただければいいかなと思います。

ちなみに、4月15日に我々議員で川内村に行ってきました。ボイラーの件と村営塾の件を研修してきたんですが、私もこの質問をするに際しまして、直接行ったわけではないんですが、川内村の教育委員会にかけていろいろ聞きました。ことしの結果については公表はできませんという、そういうことを言っていました。ただ去年については、教育委員会の評価委員会ですか、それが非常に良かったということで高い評価を受けたということをおりました。だから、学習塾に限らず子供たちが伸びるようなそういう環境づくりが必要ではないかと思えます。

もう一つ、県立の会津学鳳中学というのがあるんですね。これは恐らく選抜して中学校に入って、一貫教育ですから、高校までいくと思うんですが、それらの去年の結果を見ますと、まず県の平均、国の平均よりも約20ポイントといいますか高いんですね。それは何かというような原因も出ておりましたが、家庭学習が定着している。そして土、日2時間以上家庭で学習しているんだということが出ていました。

したがって鮫川村でも学習塾がなくてもそういう形でもっと父兄の方々に啓蒙をして、環境を整えてやれば、もう少し勉強をして、もっと村長が言うように鮫川の学校に入ると成績が上がるんだというような結果が出るのかなと思います、大変難しい問題ですが、それらも含めてひとつ教育長にも頑張ってくださいなとこのように思っております。

もう一つは職員採用ですが、とにかく限られた職員が一生懸命やってもらうことによって、村もさらに発展するであろうと思いますので、今後とも職員の啓蒙、啓発をしていただきたいと思っております。

そしてまた、場合によっては、企業間との職員の交流を行って、企業が果たして厳しいかどうかはわかりませんが、そういう厳しさも味わってもらうということも必要なのかなと、このようにも思っております。

そういうことで、1番の件については教育長、2番については村長よりお考えをいただければいいかと思っております。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） それではご質問の1番目の件について申し上げます。

自主参加校と抽出校でございますが、これは私どものほうでは正確にはわかりませんが、各市町村ごとに抽出校と、それから自主参加校を決めたわけでございます。したがって偶然に今年度は青生野小学校が抽出校になったということではありますが、ほかの2校もやってみようということで参加したわけでございます。ただあくまでも心配したことは、自主参加の場合採点はどうするんだということでしたけれども、先ほども申し上げましたように、30名前後の子供たちでしたら全職員で採点、指導に当たれば、より効果が上がるのではないかと、このことを考えて、各学校が自主参加に入ったわけでございます。

次に、アンケートに対する設問ということだったと思いますが、この設問は極めて単純にイエスかノーかの質問だけでございます。そのほかいろいろ答えるからには、やはりそれぞれの条件が必要かと、こんなふうに思っておりました。ですから、ただ学力テストの是非ということではなくて、どういう場合にとすることは私は必要だったのかなと、こんなふうに思っております。

それから、いろいろ教育についてご質問がありましたけれども、その中で私は子供たちにどういふ学力をつけるのか、これからの子供たちにですね、小学生は当然中、高と行くわけですがけれども、どういふ学力が大事なのかということをお考えたときに、教育というのは大体10年くらいのスパンを置いて変わってっております。もちろん漢字を覚えたり、読んだり

するという力は昔も今も変わらないんですけども、最近では、特にB問題という問題を考えたときに、私たちの常識ではちょっと理解しにくい問題があります。そういったときに、子供たちがまずそれを受けとめて、これが本当かどうかそれを確かめて、もし間違っているとすればこうだ、正しいとすればこういう理由だからというように段階を踏んだ、単なる昔の応用問題ではない問題でございます。したがってそういう力をつけてやるのが学校の力だと私は思っております。もちろんその力だけではだめでございますので、ふだんの授業の中ではやはりきちんとしたこれまでどおりの力と、それから先ほど申し上げましたように、判断したり選んだりする力というのがまた別な勉強をしていかないといけないと思っておりますので、これはドリルや単なる学習塾のような練習では太刀打ちできないのではないかとこんなふうに思っております。

ただ幸い本村の6つの学校が、非常に子供と先生のいい関係ができる環境づくりができておりまして、子どもたちが少しでも疑問を持ったときに先生方にあるいは隣同士に質問、あるいは話し合えるそういう環境づくりができていますので、こういう力をこれからもっともっと伸ばしていきたいと考えております。ですから伸びようとする生徒、その環境づくりは、中学生が当然高等学校進学ということを考えたときに自分で将来の設計をしなければならぬと思っておりますので、そういう伸びたいという子供たちに私たちは手を差し伸べていきたいなというふうに考えております。

なお、中高一貫校という先ほど会津学鳳高校の例が出されましたが、あの学校は本当に各小学校で1人か2人の子供たちが入るであろう学校だとすると、普通の公立の学校とはまた別な意味があるんだろうと思っております。ですから、親さんはその学校がどういう子供を育てることをねらって入れるのか、そこまで子供一緒に考えていかなければならないのかなと考えております。

以上で1番目のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 12番、青戸議員の職員の採用についての再質問であります。まず今ほど1次試験の合格通知は福島県の職員採用試験の平均点数を超えた者に差し上げました。いずれも学力的、能力的に優秀な職員が採用できるのではないかと考えています。それによりまして政策の立案能力が問われるというお話を先ほどさせていただきました。面接等の2次試験等でこういったことを確認しながら採用してまいりたいと思います。

あと現場の研修であります。企業等に派遣したらどうかというお話であります。昨年

5人採用した職員、2人は専門職で子どもセンターの保育士として勤めておりますし、あと一般職員として3人です。いずれも社会経験が5年、10年、15年ある職員でございましたので、スムーズに村民の受け答えはできているようであります。ただ民間事業の経験はありますが、もう少し農家とのつながりがまだ薄いのではないかと思いますので、村の農産物直売所あたりでの研修で物をつくる難しさ、あるいは接客態度などもいいのかなという思いで今考えておりました。その辺をこれから検討させていただきたいと思っております。

それをお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

ここで午後4時まで休憩します。

（午後 3時46分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時00分）

◎議案第68号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第68号 鮫川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の1議案を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第68号 鮫川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についての議案についてご説明を申し上げます。

本村消防団では平成18年に鮫川村消防団組織定数検討委員会を立ち上げ、2年をかけて消防団組織及び定数の検討をしたところであります。本委員会からの答申では、昭和23年4月に組織された本村消防団が昭和32年に7つの分団で編成され、50有余年の長きにわたり同じ形で組織されてきたが、近年の少子高齢化、若年層の減少等により定数の維持が困難となってきており、段階的に見直しを図り、今後10年以内に3つの分団により組織することが適当

であると考えるとの委員会答申がなされたところであります。この答申を受け、平成21年度には定数を実人数の人員の298人に改正し、さらに第6分団を3班から1班にし、車両の配備も減らし、最小限の人数で最大の効果を目指した組織と努めたところであります。

しかし団員の職業や職場が多様化するなど時代の変化が激しく、団員も平成22年4月には270名となり、定員を28名も下回っている状況にあります。

このような状況を踏まえ、消防団役員会では有事の際の対応力を維持するため、平成23年4月から分団構成を現在の7分団から3分団体制にする方向で検討しているところであります。

定数につきましても、今後女性消防団員や機能別消防団の採用等による組織強化も踏まえ、280人とする事で当面の消防団組織の運営を図ってまいりたいと考えておるところであります。

以上で議案第68号 鮫川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

◎議案第69号～議案第78号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第69号 平成21年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第14、議案第78号 平成21年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第69号から議案第78号までの10議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

なお、決算の事業費内訳等につきましては、別冊一般会計、特別会計決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらん願いたいと思います。

議案書の2ページをお開きください。そして決算書の4ページをあわせてお願いします。

初めに議案第69号 平成21年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げ

げます。

平成21年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額38億3,409万2,105円、歳出の総額は34億3,166万4,728円であり、歳入歳出差引額は4億242万7,377円となっております。このうち2億7,193万1,000円を平成22年度に繰り越した結果、単年度収支額は1億3,049万6,377円の黒字となりました。

決算書の5ページです。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款村税2億7,400万5,471円は、前年度比1,324万3,902円の減額となっております。これは、景気の低迷による村民税や固定資産税、たばこ税の減収によるものであります。

2款地方譲与税4,685万6,603円は、前年と比較いたしますと7%の減収となっております。

7ページをごらん願います。

9款です。地方交付税の15億8,933万5,000円は、歳入全体の交付税額が41.5%を占めており、前年と比較いたしますと6,000円の減となっております。

11款分担金及び負担金の314万9,860円ではありますが、前年度対比で55.8%のマイナスとなっております。これは、排水整備事業の受益者分担金の減収が主な原因であります。

続いて12款使用料及び手数料3,460万3,695円は、ほぼ前年並みとなっております。

9ページをごらん願います。

13款の国庫支出金であります。調定額10億1,217万6,896円は、前年度比2億1,932万6,898円の増となっております。主な原因は、国の景気対策補正予算による地域活性化・経済危機対策臨時交付金や、地域活性化のきめ細かな臨時交付金などによるものであります。このうち4億563万9,000円は、翌年度に繰り越して実施する情報通信基盤整備事業や、村民の保養施設整備事業、青生野小学校や公民館の耐震補強改修事業等の財源として繰り越しをさせていただきます。

11ページをごらん願います。

14款県支出の調定額です。4億1,337万9,513円は、前年度と比較いたしますと5,050万9,978円の増となっております。これは緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用再生特別基金事業、バイオマス利活用交付金等による増であります。

14ページをお開き願います。

15款財産収入。748万6,119円であります。前年度と比較いたしますと518万9,663円の減収ではありますが、これは立木の売払収入の減少によるものであります。

15ページです。

16款寄附金は347万872円であります。前年度と比較いたしますと421万5,131円の減となっておりますが、これは地域振興費寄附金や教育費寄附金の減によるものであります。

16ページをごらん願います。

17款繰入金 1億5,107万7,636円、これは前年度とほぼ同じ額であります。

19ページをお開き願います。

20款村債の調定額 5億1,390万円のうち、事業勘定により平成21年度に借り入れた起債額は3億8,250万円です。残り1億3,140万円は、平成22年度に繰越明許費の財源として繰り越すものであります。平成21年度に借り入れた3億8,250万円の起債の内容であります。元償還金を国が10割負担する臨時財政対策債が1億5,930万円、8割負担する辺地対策事業債が3,080万円、7割負担する過疎対策事業債が7,870万円、5割負担する学校耐震補強事業債が1億1,370万円であります。すべて後の年度の負担を極力回避する起債を創意工夫を凝らして活用したものであります。

続きまして、歳出決算額を説明いたします。

24ページです。

2款です。総務費の5目財産管理費、節の25の積立金、真ん中ら辺です。積立金です。1億7,224万7,880円は、財政調整基金、教育施設整備基金、ふるさとづくり整備基金等に積み立てをいたしました。

6目の企画費の15節工事請負費4,602万1,500円は、戸草、石井草、福原地内に整備した携帯電話の鉄塔整備工事であります。繰越明許費の6,100万5,000円は、遠ヶ竜地区に計画した携帯電話の鉄塔整備工事であります。

19節負担金補助及び交付金の繰越明許費 2億3,654万9,000円は、先ほど説明しました光ファイバーを整備する情報基盤整備のための事業費であります。

27ページをごらん願います。

9目定額給付金給付事業費、一番上であります、7,160万4,172円であります。これは国の景気対策事業として実施された、村民に6,726万4,000円が支給されたものであります。

次に、10目の経済危機対策臨時交付金事業であります。これは1億8,601万9,000円ですが、この事業は景気対策として国から村にこのうち1億8,353万1,000円交付されたものであります。残りは一般財源より支出をしております。また、この事業の一部は平成22年度に繰り越しをしております。

33ページをごらん願います。

3 款の民生費の 1 目社会福祉費の28節です。繰出金3,874万8,232円は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

34ページです。

3 目後期高齢者医療事務費の19節です。負担金補助及び交付金4,830万4,771円は、後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

その下の 4 目介護保険事務費の28節繰出金6,722万2,000円は、介護保険特別会計への繰出金であります。

35ページです。

5 目です。身体障害者福祉費の20節扶助費8,592万293円は、障害者自立支援給付費等であります。

36ページです。

4 目の保育園費8,644万9,427円は、鮫川保育園の運営費であります。

40ページをごらん願います。

4 款衛生費、4 目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金の中に、東白衛生組合・東白斎苑運営費負担金として7,227万円が支出されております。

下の欄の28節繰出金6,906万4,000円は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計に繰り出したものであります。

41ページです。

5 款です。労働費の 1 目労働諸費の13節委託料4,267万2,125円は、国の事業を取り入れて実施したふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出基金事業であります。本村は他の市町村に先駆けてこれらの事業を実施し、雇用の創出と特産品の開発、道路の景観保全等に効果を上げて里山の景観を守った事業であります。

43ページをごらん願います。

6 款です。

農林水産業費の 3 目農林振興費の19節です。真ん中辺です。負担金補助及び交付金 1 億4,728万6,283円のうち、中山間地域等直接支払交付金が 1 億2,276万1,429円支出されております。

44ページです。

5 目畜産業費の17節公有財産購入費2,035万8,568円は、バイオマスヴィレッジ構想に基づ

く豊かな土づくりセンター整備のための用地取得費であります。

18節備品購入費889万9,800円は、バイオディーゼル燃料製造装置の整備費であります。

47ページをお開き願います。

2項林業費の1目林業総務費の25節積立金、下のほうです。2,790万661円は、舘山公園整備推進事業基金として積み立てをさせていただきました。

48ページです。

2目の林業振興費の15節工事請負費4,753万3,900円ですが、林道の改良、舗装工事や治山施設整備工事などを実施した費用であります。

19節負担金補助及び交付金2,956万1,750円のうち2,954万6,250円は、ふるさと林道緊急整備事業で実施した酒垂・宝木線整備工事の負担金であります。15%の負担金を支出させていただきました。

49ページをごらん願います。

7款商工費の1目商工振興費の19節負担金補助及び交付金345万5,000円のうち339万円は、村商工会に対する運営費等の補助金であります。

51ページをごらん願います。

8款土木費です。2項道路橋りょう費の1目道路維持費の16節原材料費76万6,185円は、道路維持補修のための原材料支給事業費であります。

22節補償補填及び賠償金159万5,286円は、道路の日陰林解消のための立木の補償費等であります。

53ページをごらん願います。

2目です。住宅建設費4,710万円は、平成20年度からの繰り越し事業で西山、水口に建設しました定住促進住宅1棟3戸分の事業費であります。

54ページをお開き願います。

9款の消防費です。2目消防施設費の19節負担金補助及び交付金7,462万4,000円は、白河地方広域市町村圏整備組合の常備消防費の負担金であります。

10款教育費です。58ページをごらん願います。

2項小学校費の3目学校教育施設耐震改修費1億3,643万1,698円は、鮫小、青生野小の耐震補強改修事業費であります。青生野小につきましては、平成22年度に繰り越していただき実施しているところであります。

60ページをお開き願います。

2項中学校費の4目学校教育施設耐震改修費3億845万3,619円は、鮫川中学校の校舎と体育館の耐震補強改修事業費であります。

66ページです。

12款公債費です。下のほうです。3億7,600万4,666円は、前年度と比較しますと904万9,680円の減となっております。

73ページをごらん願います。

基金に関する調書です。財政調整基金は、平成21年度に1億円の繰り出し処分をいたしました。積み立てを1億3,045万1,320円しましたので、結果としては前年度より3,045万1,320円増加し、決算年度末現在高では6億5,002万8,104円となりました。

教育施設整備基金は、青生野小学校耐震補強改修事業費に4,039万6,000円を繰り出し処分させていただきましたが、積み立てを3,851万1,584円しましたので決算年度末現在高は、8,987万8,988円となっております。

74ページ、ふるさと後継者育成基金です。

こども医療費助成に500万円、中学校の修学旅行助成に50万円を繰り出し処分したのに対し、利子を12万8,970円を積み立てしました結果、決算年度末現在高が4,599万8,511円となっております。

福祉基金です。預金利子74万8,862円を積み立てしました結果、決算年度末現在高が1億3,323万9,510円となっております。

75ページ、館山公園整備推進事業基金です。

公園整備事業費として繰り出し処分した金額140万9,000円に対しまして、2,790万4,423円を積み立てしました結果、年度末現在高が3,093万9,379円となったものであります。

次に、議案第70号 平成21年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

初めに事業勘定説明を申し上げます。特別会計です。

77、78ページをごらん願います。

歳入総額は5億4,317万6,358円、歳出総額は5億1,269万9,746円で、差引残額は3,047万6,612円となりました。歳入総額の対前年度比は1%の増、歳出総額は前年度とほぼ同額となっております。

歳入の主なものですが、79ページからです。

国民健康保険税9,981万200円は、前年度比782万9,200円の減であります。これは、世帯平

等割額の減額や被保険者数の減少などが主な要因であります。

80ページです。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の財政調整交付金の2節の特別調整交付金1,086万1,000円の中の特別事情分410万5,000円のうち、400万円は国保税完納による交付金が来ました。国保税は鮫川村全村完納です。それにより400万円の交付があったということです。

また5款県支出金の2項県補助金の1目財政調整交付金3,172万5,515円のうち、国保税完納による交付金が750万円含まれております。ですから、完納することによって1,150万円の交付金があったということでもあります。大変ありがたいことだと思っております。

81ページ、8款繰入金です。

2項基金繰入金の1目保険給付金の支払準備基金繰入金1,550万円は、年度中に医療費が急増したため基金から繰り入れをさせていただきました。

84ページ、2款保険給付費です。

総額3億1,899万3,325円は、前年度比3,560万6,487円の増額となっております。

90ページです。

財産に関する調書をごらんください。

保険給付費支払準備基金で、ただいまご説明いたしました医療費の急激な増加に対処するために年度中に1,550万円を取り崩しました結果、決算年度末現在高が6,428万6,437円となったものであります。

続きまして直診勘定です。91ページです。

歳入の決算総額が9,938万8,935円、歳出の決算総額が9,237万4,182円で歳入歳出差引残額が701万4,753円となっております。歳入総額の対前年度比は6.8%の増、歳出総額の対前年度比も4.2%の増となっております。

歳入の主なものは、93ページをごらん願います。

1款診療収入で7,457万5,362円となっております。

歳出ですが、95ページをごらんください。

1款総務費の1目一般管理費が4,496万2,286円。

96ページ、2款医業費が4,094万9,967円となっております。

次に、議案第71号です。102ページをごらん願います。

議案第71号 平成21年度鮫川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

歳入総額が161万1,549円、歳出総額が145万2,082円で、歳入歳出差引残額が15万9,467円となっております。

歳入の主なものは、2款国庫支出金54万2,124円と5款繰越金の59万6,165円であります。

歳出は、105ページからです。主なものは、1款医療諸費の1目医療給付費31万3,802円と2款諸支出金の1目償還金85万7,280円であります。

次に、議案第72号 108ページです。

議案第72号 平成21年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

歳入総額が8,202万8,195円、歳出総額が7,959万2,774円で歳入歳出差引額が243万5,421円となっております。

歳入の主なものですが、109ページ、2款使用料及び手数料2,159万8,065円、3款県支出金の1目施設整備費県補助金が312万4,000円、4款繰入金の1目一般会計からの繰入金が4,716万4,000円となっております。

112ページ、歳出です。

2款施設費の2項施設整備費、1目森林居住環境整備事業費1,251万3,849円は、岩野草給水施設整備工事と同じく岩野草の給水管布設工事の工事費であります。

3款公債費は4,769万8,149円となっております。

次に、115ページをお開きください。

議案第73号 平成21年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

バスの利用者は年間で1万553人です。前年度と比較いたしますと1,525人の増となっております。

歳入総額が1,278万6,146円、歳出総額が1,053万8,321円で歳入歳出差引残額が224万7,825円となっております。

歳入総額を前年度と比較いたしますと166万6,888円の増となっております。これは、バスの運賃収入である1款使用料及び手数料、前年度比で92万5,670円伸びたことと、中古の大型バスを購入するため、財政調整基金から268万2,000円を繰り入れたためであります。運賃収入の伸びは、修明高校鮫川校に通学する生徒の利用がふえたためのものであります。

117ページ、歳出です。

1款総務費、1目村営バス事業費の11節需用費の修繕料240万3,170円は、購入した中古の

バスの修繕料が主なものであります。お化粧したんですね、塗装とかそういったもの、あとはいろいろな付属品をつけさせていただきました。

続きまして、122ページをお開きください。

議案第74号 平成21年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

歳入総額が3,163万5,976円、歳出総額が2,938万6,127円で、歳入歳出差引残額が224万9,849円となっております。

歳入総額の前年度比ではマイナス1.8%、歳出総額でマイナス5.7%となっております。

123ページです。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料の856万3,800円、3款繰入金の1目一般会計繰入金が2,190万円となっております。

124ページ、歳出です。

1款施設費が584万249円、2款公債費が2,354万5,878円となっております。

次に、128ページをお開きください。

議案第75号 平成21年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定をご説明申し上げます。

歳入総額が3億5,928万2,606円、歳出総額が3億4,455万8,683円、歳入歳出差引残額が1,472万3,923円となっております。

前年度比ですが、歳入総額が11.7%の増、歳出総額が13.9%の増となっております。

歳入の主なものですが、129ページです。1款保険料は5,080万4,900円で、前年度と比較いたしますと965万6,900円の増となっております。納入義務者数は、特別徴収と普通徴収を合わせまして1,370人であり、前年度比25人のマイナスとなっております。

3款国庫支出金は8,556万4,917円で、前年度と比べますと593万5,645円の増となっております。

4款支払基金交付金は9,132万8,000円であり、前年度と比べますと725万1,753円の増となっております。

130ページをごらんください。

5款県支出金は4,379万6,958円、7款繰入金の1目一般会計繰入金は6,722万2,000円となっております。

歳出です。133ページをごらんください。

2款保険給付費3億429万401円は、前年度と比べますと3,849万3,953円の増となっております。

ます。

次に、議案第76号 平成21年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。141ページです。

施設の運営状況であります。宿泊利用者が1,279人となっており、前年度と比較しまして293人ふえております。

歳入総額が1,745万2,235円、歳出総額が1,476万1,439円、歳入歳出差引残額は269万796円となっております。

142ページ、歳入ですが、1款使用料及び手数料が784万9,300円となっております。

次に、148ページをお開きください。

議案第77号 平成21年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定をご説明申し上げます。

歳入総額が1億3,263万3,347円、歳出総額が1億3,094万1,563円、歳入歳出差引残額が169万1,784円となっております。

149ページです。

1款分担金及び負担金の1目古殿町負担金は、8,203万4,692円となっております。昨年度と比較いたしますと215万5,276円の減額となっております。

2款繰入金の1目一般会計繰入金は3,064万5,816円となっております。昨年度と比較しますと155万1,223円の減となっております。本村の学校給食センターは、地場産の食材利用率が県下でトップとなっており、昨年度は学校給食甲子園大会に北海道、東北ブロック代表として参加をし、そして入賞するなど内外から高い評価を得ております。大変ありがたいことです。

次に、議案第78号 平成21年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。155ページです。

この医療会計は平成20年4月からスタートしたものであり、制度の存続自体が揺れ動いているものであります。運営主体は都道府県ごとに設置された広域連合で、保険料の賦課決定、医療の給付等は広域連合が行っております。

歳入総額は3,300万9,173円、歳出総額が3,294万8,186円で、歳入歳出差引残額は6万987円となっております。

歳入は156ページです。

1款後期高齢者医療保険料が1,845万3,900円、2款繰入金の1目一般会計繰入金が1,450

万5,326円となっております。

157ページです。歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金が3,181万826円となっており、前年度と比較いたしますと86万5,863円の増となっております。

平成21年度の一般会計と9つの特別会計を合わせた決算額は、一般会計歳入総額38億3,409万2,105円、特別会計歳入総額が13億1,300万4,520円で、一般会計と特別会計を合わせますと歳入合計は51億4,709万6,625円で、前年度と比較いたしますと5億5,135万132円の増、率にして12%の伸びとなっております。

歳出総額は、一般会計34億3,166万4,728円、特別会計が12億4,925万3,103円となっており、一般会計と特別会計を合わせた歳出合計は46億8,091万7,831円で、前年度と比較いたしますと4億6,622万1,069円の増、率にして11.1%の伸びとなっております。

一般会計の決算額が38億円を超えるのは、平成14年度以降初めてだそうです。これは、一昨年秋からの世界同時不況からの対策として、国において数次に及ぶ景気浮揚策が実施され、国から多額の交付金が交付されたのが大きな要因であります。本村としましては、財政事情から実施を見送っておりました事業、文教施設を初めとする各施設の改修事業や産業振興、あるいは館山景観保全等に真剣に取り組んだ結果、決算規模が増大したものであります。

以上で、議案第69号から議案第78号までの10議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思っております。どうぞ原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明いたします。

◎会議時間の延長

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま本日の会議、閉会時刻15分前です。

会議規則第9条第2項の規定によって、本日の会議時間はあらかじめ午後6時まで延長します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎監査報告

○議長（前田三郎君）　ここで平成21年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、青戸彦磨君。

〔代表監査委員 青戸彦磨君 登壇〕

○代表監査委員（青戸彦磨君）　それでは、決算審査の結果報告を申し上げます。

平成21年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査結果について監査委員を代表してご報告申し上げます。

まず審査の実施根拠は、地方自治法第233条第2項の規定による決算審査、さらに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率の審査及び同条第22条第1項に規定する資金不足の審査であります。

次に、審査の対象は平成21年度鮫川村一般会計歳入歳出決算、それから平成21年度鮫川村国民健康保険特別会計ほか9件の特別会計の決算並びに各種基金の運用状況などを審査対象として実施いたしました。

監査の実施期間は、平成22年8月30日から9月2日までの4日間で行いました。

審査結果であります。1、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して調製されており、決算の計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく適正であると認めました。

2、また各種の基金運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りがないと認めました。

3、全会計において黒字で翌年度に引き継いだことは喜ぶべきことであり、今後も引き続き効果的な財政運営に徹し、住民福祉向上のために各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

4、財政健全化判断基準の状況は、村当局から詳細に説明を受けましたが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回っており、良好な状況を示しており、特に指摘すべき事項はありません。また、資金不足比率審査では、対象となる簡易水道事業、集落排水事業の特別会計は基金不足を生じておらず、良好な状態

を示しています。

以上により、平成21年度鮫川村一般会計及び各種特別会計の決算は正当と認めます。

なお、決算の概要などにつきましては、議案書3ページから9ページまでの意見書記載のとおりであり、朗読を省略させていただきます。

以上をもちまして、結果報告とします。

平成22年9月16日、監査委員 青戸彦磨、同じく早川正博。

以上です。

○議長（前田三郎君） 以上で、代表監査委員の報告は終わりました。

◎議案第79号～議案第88号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第15、議案第79号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第24、議案第88号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 急の要件がありまして、代表監査委員が退場いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第79号から議案第88号までの10議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第79号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は19ページです。

歳入歳出の補正予算の事項別明細書、これをごらんください。

1ページ、2ページです。

1ページ、補正前の予算額が30億5,859万6,000円に対しまして、今回1億3,829万1,000円を増額し、補正後の予算総額を31億9,688万7,000円とするものであります。

事項別明細書3ページをお開きください。

歳入の主なものですが、8款地方特例交付金533万4,000円です。児童手当特例交付金140万円の減額は、制度の改正による名称の変更によるものであります。減収補てん特例交付金112万3,000円は自動車取得税交付金の減収分に対応する国からきた補てん費であります。児童手当及び子ども手当特例交付金561万1,000円の増額は、制度の改正によるものであります。

9款地方交付税9,849万円の補正増は、普通交付税の本算定による補正増であります。

14款県支出金、1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金149万円は、みどりのふるさと協議会を活用した都市交流事業が補助事業として採択されたため、補正するものであります。

4ページです。

4目労働費県補助金462万2,000円は、森林資源有効活用検討事業と、6次産業化推進事業が新たに採択されたため補正するものであります。

次に、5目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金のうち、農地制度実施円滑化事業費250万円は、農地基本台帳の整備や農地利用状況調査、農業委員会議事録作成業務が補助事業に採択されたため補正するものであります。

17款繰入金です。一番下です。3目介護保険特別会計繰入金365万9,000円は、平成21年度介護保険事業費の確定による基金への戻し入れであります。

5ページをごらん願います。

同じく17款繰入金の2項基金繰入金です。1目財政調整基金繰入金5,388万円の減額であります。普通交付税が本算定の結果、予算計上額より増額で来ているため戻し入れするものであります。

次に、2目福祉基金繰入金2,700万円の減額ですが、ことし繰り入れしております2,700万円を全額戻し入れするものであります。

次に、18款繰越金1億1,049万6,000円の増額補正ですが、これは前年度決算剰余金が1億3,049万6,000円出たために補正するものであります。

続きまして、20款村債です。議案書の22ページ、第2表地方債補正もあわせてごらん願います。

1目辺地対策事業債の110万円のうち、小型動力ポンプ積載車整備事業債100万円は、今年度予算に計上しておりましたが、西山大久保と石井草に配備する小型動力ポンプの起債対象額が290万円から390万円に増額できるため100万円の補正をするものであります。

次に、3目臨時財政対策債1,230万円の減額であります。この起債は地方交付税と同様

政府が認可するものであり、当初の見込み額 1 億9,100万円から 1 億7,870万円に減額されたため補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

6 ページです。

2 款総務費、総務管理費の 5 目財産管理費の 25 節積立金 6,575 万 5,000 円です。財政調整基金 6,524 万 9,000 円は、地方財政法第 7 条の規定による決算剰余金の 2 分の 1 の積み立てであります。今年度財政調整基金から繰入総額は、1 億7,680 万 9,000 円となっております。今回この積立金と繰入金の戻し入れ額を合わせますと 1 億1,912 万 9,000 円となり、今年度財政調整基金からの実質繰入額は 5,768 万円となります。

ふるさとづくり基金 50 万 6,000 円の積み立ては、寄附金の積み立てであります。

次に、28 節繰出金 2,500 万円ではありますが、これは子ども医療費無料化の原資としてふるさと後継者育成基金に積み増すものであります。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費の 13 節委託料 150 万円ではありますが、これは県の地域福祉費等増進特別対策事業費を導入し、高齢者福祉事業を村社会福祉協議会に委託して実施するための補正であります。これは村の社会福祉協議会のほうに事業を委託させていただきます。

7 ページをごらんください。

3 款民生費、5 目の障害者福祉費、23 節の償還金、利子及び割引料 292 万 6,000 円は、平成 21 年度障害者福祉対策関係事業の事業費の確定による返還金であります。

次に 8 ページをごらんください。

5 款労働費です。13 節委託料 462 万 4,000 円の委託料の増額補正は、歳入でご説明いたしましたように、森林資源有効活用検討事業と米粉等を活用する 6 次産業化推進事業が新たに採択されたため補正するものであります。森林資源有効活用検討事業はシルバー人材センターに、6 次産業化推進事業は村の特産鮫川合同会社に委託する計画であります。

次に 6 款農林水産業費です。1 目農業委員会費の 13 節委託料の農政業務支援システム更新業務 257 万 3,000 円は、歳入でもご説明申し上げましたが県の補助事業の採択を受けて実施する農地基本台帳整備事業等の費用であります。

3 目農業振興費の 15 節工事請負費の農産物加工直売所設備工事 317 万 1,000 円ですが、他の加工施設に設置してある冷凍庫や、これは富田小学校とか旧給食センターです、これに設置してあります冷凍庫やパンオーブン等を現在整備中の「手・まめ・館」加工室とパン工房喫

茶室に移転、整備するための工事費であります。

次に18節備品購入費です。農産物加工直売所厨房機器整備1,268万9,000円ですが、これは現在整備中の「手・まめ・館」加工室とパン工房喫茶店運営のための冷蔵庫、食器消毒保管庫、食器戸棚その他の厨房備品とテーブル、いす等の購入費であります。エゴマ選別機は、出荷前に異物を取り除くための機械であります。パン生地発酵器は、パン工房で使用する器具であります。

9ページをごらん願います。

8款土木費です。2項道路橋りょう費の1目道路維持費の15節工事請負費172万3,000円は、村道6カ所分の補修費であります。

10ページをごらん願います。

9款消防費です。2目消防施設費の12節役務費の手数料44万1,000円は、消防団無線免許更新の申請手数料であります。

次に11ページ、10款教育費です。

3項中学校費の1目学校管理費の8節報償費61万8,000円は、さきに支給いたしました中学校の野球部、バレー部が県大会に出場した際の助成金であります。

次に6項保健体育費、3目学校給食費、20節扶助費の準要保護児童生徒学校給食費扶助35万2,000円ですが、これは扶助対象となる児童・生徒がふえたため増額補正をさせていただきました。

12ページをごらんください。

13款予備費です。今回589万8,000円を増額し、補正後の予算額を1,229万8,000円とするものであります。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の23ページと事項別明細書の17ページをごらん願います。

平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。

初めに事業勘定です。

17ページをごらん願います。

補正前の予算額が4億7,600万円に対しまして、今回768万9,000円を増額し、補正後の予算総額を4億8,368万9,000円とするものであります。

事項別明細書の18ページをごらんください。

歳入です。2款国庫支出金の1目財政調整交付金、2節の特別調整交付金151万2,000円で

すが、これはレセプトの請求決算システムをオンライン化するためその設備改修のための交付金であります。

3款療養給付金交付金の2節過年度分597万7,000円は、平成21年度退職者療養給付費の精算確定による不足分の交付金であります。

次に、19ページ、歳出です。

1款総務費、1目の一般管理費、13節委託料115万5,000円は、レセプトオンライン化に伴う国保被保険者マスタ作成システム開発の事務費であります。

20ページをごらんください。

10款諸支出金の3目一般被保険者償還金の23節償還金、利子及び割引料426万3,000円は、平成21年度退職者療養給付費の負担金の確定精算による返還金であります。

11款予備費ですが、今回190万9,000円を増額し、726万円とするものであります。

次に、直診勘定についてご説明を申し上げます。

21ページをごらんください。

補正前の予算額8,800万円に対し、今回621万円を増額し補正後の予算総額を9,421万円とするものであります。

22ページ、歳入は、前年度繰越金621万円のみであります。

歳出は、予備費に全額補正するものであります。予備費の補正後の予算額は、687万2,000円となります。

次に、議案第81号 平成22年度鮫川村老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

議案書の26ページですが、皆さんは事項別明細書の23ページをごらんください。

補正前の予算額15万4,000円に対し、今回15万8,000円を増額し、補正後の予算額を31万2,000円とするものであります。

事項別明細書の24ページをごらんください。

歳入は、前年度繰越金15万8,000円のみであります。

歳出の主なものですが、2款諸支出金の1目償還金14万5,000円は、平成21年度の老人保健医療給付費確定による返還金であります。

次に、議案第82号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は28、29ページですが、事項別明細書の25ページをごらんください。

補正前の予算額8,348万円に対し、今回208万5,000円を増額し、補正後の予算総額を8,556万5,000円とするものであります。

事項別明細書の26ページをごらん願います。

歳入ですが、4款の繰越金208万5,000円のみであります。

歳出です。2款施設費の1目施設管理費の11節需用費119万8,000円ですが、これは漏水の復旧費と雷の被害による排水量計の修繕費であります。

4款予備費ですが、今回88万7,000円を増額し、補正前の予算額を123万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第83号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の27ページをごらん願います。

補正前の予算額809万4,000円に対しまして、今回224万6,000円を増額し、補正後の予算総額を1,034万円とするものであります。

事項別明細書の28ページをごらん願います。

歳入ですが、4款繰越金が224万6,000円のみであります。

歳出は、全額予備費に補正いたします。

次に、議案第84号 平成22年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の29ページをお開き願います。

補正前の予算額3,041万3,000円に対しまして、今回196万9,000円を増額し、補正後の予算総額を3,238万2,000円とするものであります。

事項別明細書の30ページをごらん願います。

歳入は、4款繰越金196万9,000円のみであります。

歳出ですが、施設費に修繕料として4万8,000円、残額を予備費に192万1,000円同額補正するものであります。

次に、議案第85号 平成22年度鮫川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の31ページです。

補正前の予算額4億504万8,000円に対しまして、今回1,875万6,000円を増額し、補正後の予算総額を4億2,380万4,000円とするものであります。

事項別明細書の32ページをごらん願います。

歳入です。3款国庫支出金、1目介護給付費負担金の2節過年度分306万円ですが、これは平成21年度介護給付費国庫負担金の精算による追加交付金であります。

4款支払い基金交付金87万3,000円、5款県支出金10万1,000円も同じく平成21年度介護給付費精算による追加交付金であります。

8款繰越金は1,472万2,000円の補正であります。

歳出です。33ページをごらんください。

2款保険給付費、2目特例居宅介護サービス給付費の19節負担金、補助及び交付金315万8,000円は、ひだまり荘短期入所者の増加による増額であります。

5款諸支出金、1目一般会計繰出金の28節繰出金366万円は、平成21年度事業費確定による村負担金の戻し入れであります。

6款予備費です。今回1,172万3,000円を増額し、補正後の予算額を1,192万3,000円とするものであります。

次に、議案第86号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の34ページをごらんください。

補正前の予算額1,558万7,000円に対しまして、今回268万9,000円を増額し、1,827万6,000円とするものであります。

補正の内訳であります。事項別明細書の35ページです。

歳入は、3款繰越金の268万9,000円のみです。

歳出ですが、1款総務費、1目の一般管理費、15節工事請負費の9万5,000円は、施設の自動火災報知機設置のための工事費であります。残りは、全額2款予備費に補正するものであります。

次に、議案第87号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の36ページをごらんください。

補正前の予算額1億3,328万7,000円に対しまして、今回169万円を増額し、補正後の予算総額を1億3,497万7,000円とするものであります。

事項別明細書の37ページをごらんください。

歳入です。3款繰越金が169万円。

4款諸収入の1項納付金の1目給食費納付金35万2,000円の減額は、準要保護児童生徒給食扶助対象者の増により35万2,000円の減額であります。

歳出は、全額予備費に補正するものであります。

次に、議案第88号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の38ページです。

補正前の予算額3,369万円に対し、今回5万9,000円を増額し、補正後の予算総額を3,374万9,000円とするものであります。

補正の内容であります。事項別明細書の39ページをごらん願います。

前年度繰越金の5万9,000円のみであります。

歳出の3款諸支出金の1目一般会計繰出金の28節繰出金4万9,000円ですが、これは平成21年度の事務費確定による村負担金の精算金であります。

以上で議案第79号から議案第88号までの10議案につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第89号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第25、議案第89号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定についての1議案を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 議案第89号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定について説明を申し上げます。

本年3月に議員立法により過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が成立し、平成22年4月1日から平成28年3月31日まで6年間期限が延長されました。

過疎地域は我が国の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、いやしの場の提供、災

害の防止、森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしております。過疎地域が果たしているこのような多面的な、そして好意的な機能は国民全体の共有財産であり、過疎地域に住む住民によって支えられてきたものであります。

過疎対策につきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以降44回の時限立法の施行により推進をされてきましたが、過疎地域はなお引き続く人口減少と高齢化に直面し、農林水産業の衰退、限界集落の発生、地域医療体制の弱体化など深刻な時代にあります。

このような状況を踏まえ、今回の改正法では、地域医療の確保、生活交通の確保、子育て支援などのソフト事業が新たに過疎対策事業債の対象となったものであります。

本計画書の認定手続であります、県との事前協議を終えた計画を市町村議会に提案し、議決をいただいてから総務大臣に提出すれば認可されるものであります。

本計画の策定に当たりましては、各課等で現状と課題を洗い出し、過疎債を借り入れて今後6年間に自立促進を図るため事業を計画いたしました。実施に当たりましては財政状況を勘案しながらその都度事業を選択してまいりたいと考えております。

お手元に配付いたしております計画書の内容であります、基本的な事項としましては、村の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、自立促進の方針、計画期間等を記述しております。方針は、第3次鮫川村振興計画の村づくり基本倫理に沿って作成したところであります。

方針ですが、環境を重視し地域資源を活用した産業の振興。村民が安心して暮らすことのできる交通や情報、生活環境の整備。福祉、医療、教育の自立を図る事業。都市との交流を通して集落機能を活性化するための事業。バイオマスヴィレッジ構想の実現のための事業等をハード、ソフトの両面にわたり計画したものであります。

具体的な事業計画は、別冊鮫川村過疎地域自立促進計画（案）のとおりであります。

主なハード事業であります、堆肥センターの整備事業、6次産業化農産物加工機械整備事業、鹿角平観光牧場総合運動広場施設整備事業、村道、農道、林道の整備事業、移動通信用鉄塔施設整備事業、村営バス、村公用バス車両購入、水道拡張事業、水源施設整備事業、消防施設整備事業、公営住宅等整備事業、村民保養施設交流福祉センター「さざり荘」改築事業、高齢者と障害者の共同生活支援施設整備事業、診療所の医師住宅整備事業、学校教育関連施設整備事業、体育施設公民館運動場等整備事業、分譲住宅地整備事業、大学施設用地造成事業、バイオマスヴィレッジ構想実現推進事業等であります。

ソフト事業の主なものですが、振興公社運営費助成事業、有機農業推進事業補助事業、鹿

角平観光牧場クロスカントリーコース管理運営事業、家畜衛生対策事業、高校生の通学定期券購入補助事業、路線バスの赤字補てんによる公共交通維持事業、村内循環バス走行による高齢者等の公共交通拡充事業、道路沿線支障木伐採事業、地上デジタル放送難視聴解消事業、光ファイバー等高速通信網整備事業、消防団活性化安全団員確保事業、不法投棄物循環指導員設置事業、村民保養施設、交流福祉センターの運営費助成事業、高齢者等生活支援者運行事業、障害者の施設の運営費補助事業、診療所常勤医師確保対策事業、児童・生徒通学環境確保対策事業、これはスクールバスの運行費の補助事業であります。空き家改修等助成事業、加工品開発とアドバイザー委託事業、未利用バイオマス資源利活用推進事業、一般住宅太陽光発電装置設置助成事業等であります。

以上で議案第89号の鮫川村過疎地域自立促進計画の策定についての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

◎議案第90号～議案第92号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第26、議案第90号 工事請負契約の変更についてから日程第28、議案第92号 工事請負契約の締結までの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第90号から議案第92号までの3議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第90号 工事請負契約の変更についてをご説明申し上げます。

本件は、青生野小学校耐震補強改築工事の契約変更であります。既存校舎の改修工事と校庭の排水整備工事等を追加して施工するため、現在の工事請負金額に767万7,600円を追加するものであります。請負金額の原資につきましては、入札の際に出ました差金の範囲内でありますのでこれを充当するものであります。

次に、議案第91号 工事請負契約の変更についてをご説明申し上げます。

本件は、鮫川村公民館耐震補強工事であります。工事施工中において、大集会室北側の屋

内消火栓の配管が経年劣化により漏水していることがわかり、また同じ位置にわき水を発見したためかなりの量がでておりました。配管工事と排水工事を追加して施工するものであります。さらに水銀灯安定器の移動、引き込み電線の変更等の工事も追加して施工するため、工事請負金額を305万1,300円を追加変更するものであります。

本工事につきましては、合わせて工事完了期限を10月8日から11月5日まで延長する契約変更も行いたいと考えております。請負金額の増額分の原資につきましては、先ほどと同じく入札の際の差金を充当して対応したいと考えております。

次に、議案第92号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本件は、鮫川村豊かな土づくりセンター第1期建築工事の請負契約であります。去る9月7日に一般競争入札により実施した結果、棚倉町の藤田建設工業株式会社が設計額1億2,851万2,000円に対しまして、入札金額1億1,805万円で落札したことにより、この金額に5%の消費税を含めました金額1億2,395万2,500円で契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第90号から議案第92号までの3議案についての提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

17日、21日、22日は各常任委員会で議案の調査をお願いします。

22日は現地調査を実施します。

代表質疑の通告は、21日午後4時までとします。

24日は午前10時から本会議を開きます。

なお、18日、19日、20日、23日は休会とします。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後 5時41分）

第 8 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成22年第8回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成22年9月24日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第68号 鮫川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第69号 平成21年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第70号 平成21年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第71号 平成21年度鮫川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第72号 平成21年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第73号 平成21年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第74号 平成21年度鮫川村集体排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第75号 平成21年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第76号 平成21年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第77号 平成21年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

代表質疑、討論、採決

日程第11 議案第78号 平成21年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

代表質疑、討論、採決

日程第12 議案第79号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）

質疑、討論、採決

日程第13 議案第80号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第14 議案第81号 平成22年度鮫川村老人保健特別会計補正予算（第1号）

質疑、討論、採決

日程第15 議案第82号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第16 議案第83号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）

質疑、討論、採決

日程第17 議案第84号 平成22年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）

質疑、討論、採決

日程第18 議案第85号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第19 議案第86号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）

質疑、討論、採決

日程第20 議案第87号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第21 議案第88号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

質疑、討論、採決

日程第22 議案第89号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定について

質疑、討論、採決

日程第23 議案第90号 工事請負契約の変更について

質疑、討論、採決

日程第24 議案第91号 工事請負契約の変更について

質疑、討論、採決

日程第25 議案第92号 工事請負契約の締結について

質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第93号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	5番	坂本	忠雄君
6番	蛭田	武彦君	7番	星	一彌君
8番	関根	政雄君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	青戸	孝夫君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（1名）

9番 山形郁夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	鈴木治男君
企画調整課長	芳賀亨君	住民福祉課長	佐藤文夫君
農林課長	森洋君	地域整備課長	近藤保弘君
教育課長	北條利雄君	農務局長	増谷隆夫君

代 表 青 戸 彦 磨 君
監 査 委 員

計 兼 須 藤 健 君
理 者 藤
出 納 室 長

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 本 郷 秀 季
会 長

書 記 緑 川 久美子

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

事務局長。

○議会事務局長（本郷秀季） 諸般の報告をいたします。

9番、山形郁夫議員から、本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第68号 鮫川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） これは消防団の条例だと思うんですけども、この前の村長の説明では、消防団員の絶対数が足りなくなってきたおるといような点から、何か女性消防団員とか、あとそのほかのボランティア的な活動団体を募るといようなお話がございましたけれども、消防団のある程度の班編成がいいとかいろいろやられて、少数精鋭主義の消防団活動といような考えを持たれていると思うんですが、これは一朝有事の際には大変な消防団への依頼が必要であると思うんで、このまま団員減少が推移していくということになれば、

やはり村民の生命、財産を守るという観点から危惧されるのではないかというふうに考えておりますので、今回の条例改正に対する村長の考えから、それをお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の質問であります。まず団員数の今現在が280名ということでありまして、今の団員数に合わせた団員数の定数に変えるということが一つと、もう一つが、前に岩野草に女性消防隊ってあったんですね。この人たちの女性の消防団員の参加というのも、ひとつ、女性というのはほとんど家にいる方が、主婦の方が多いんですね。男性の場合にはほとんど今職業が多様化しておりまして、村外に出ている方も大勢いらっしゃる。

そういったことで、地元をしっかりと女性の人たちにも消防団に参加してもらって、毎日地元、村内で生活している、そういった女性の出番もあってもいいのではないかと。ただ、これはまだ幹部の皆さんには諮っていません。こういったのは幹部の皆さんと相談しながら、女性消防隊、女性消防団、こういった組織もこれから考えなくてはならない事項かな、またそういった女性も積極的に消防活動にも参加してもらったほうがいいのかなど、そういう思いがあります。

そういったことで、ぜひこういったのを早い時期に消防団幹部に相談しながら、こういった組織をつくって村の安心・安全に供したい、そういう思いであります。

今の定数関係では270人が消防団員の定数でいるそうですが、今280人とするということで、当面の組織の運営を図っていきたいということでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 待遇なんですけれども、かなり今の待遇だと本当にボランティア活動的というような、なおかつボランティアの活動であるにもかかわらず、災害出動の場合には命をかけるというような、そういう危険性もはらんでいる消防団員でありますので、ある程度待遇改善も必要ではないかというふうに考えているんですけども、その辺は全然考慮してないのかどうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前田武久議員の再質問であります。待遇の改善の考えは村ではないのかというお話であります。まず消防団はもともと奉仕的な精神でみずからの地域はみずから守るということをお願いしております。この辺ももう一つその幹部団員諸君に諮って、

待遇の改善等も考えなければならない時期なのかな、こういったご指導をいただきながら相談して、改善等も考慮しながら、今回の女性消防団の組織づくりといたしますか、その辺もあわせて取り組んでいきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号 鮫川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決された。

◎議案第69号～議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第2、議案第69号 平成21年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第78号 平成21年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員会、11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、代表質疑をいたしたいと思えます。

議案第69号 平成21年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について、次の6点をお尋ねいたします。

歳入。

①1款村税の中で、固定資産税の収入未済額68万6,300円の徴収未済理由について。

②15款財産収入において、土地貸付収入の村有地貸付料13件、41万242円の内容を尋ねる。

③19款諸収入、5項雑入の過年度収入の農用地開発公団事業参加者負担金滞納分、収入未済額2,319万8,137円となっている。これは、債務者の事情（教育中）を考慮し、滞納を認めてまいりましたが、初期事情も解消され、増額返済を図るべきと考えるが、督励策を尋ねる。
次に、歳出のほうでありますが、

④7款商工費の1目商工振興費の21節貸付金の商工業経営合理化資金保証融資原資貸付金750万円を支出しているが、県信用保証協会年度末利活用状況と、貸付金の有効推進策を尋ねる。

⑤10款教育費についてお尋ねします。各学校への需用費、備品購入費で各学校への予算配当額と実績についてお示し願いたい。また、各小学校の少額修繕は十分に行われたか。

外国青年招致事業は、21年度支出総額486万8,021円となっているが、語学指導による能力向上の成果を尋ねる。

⑥2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費の固定資産評価審査委員報酬は6,000円が支出されておりますが、21年度中に委員会が何日開催されたのか。次に、審査の申し出があった件数は何件で、そのうち申し出に理由ありとされたものは何件で、理由なしとされたものは何件か、その内訳を土地、家屋、償却資産別にお示し願います。

以上、質疑といたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 総務文教常任委員会の11番、前田武久議員の委員会を代表しての質疑にお答えをいたします。

6点の質疑であります。私のほうからは5点お答えを申し上げます。

ご質問の第1点目、村税の固定資産税未済額68万6,300円の徴収未済の理由についてであります。これは村内に固定資産を有する会社の自己破産申請により、年度内納付が不可能な状況となり、当該未徴収税額について滞納繰越処分としたものであります。

同社及び同社役員個人に対する固定資産税につきましては、平成21年5月に納税通知書を発付し、各期別の納期到来ごとにそれぞれ滞納税額に対する督促状を送付し、また訪問による納税の督励を行ってきたところであります。

しかしながら、平成22年4月に同社及び同社役員個人代理人により破産手続開始の申し立てが行われたため、出納整理期間であります5月31日までの納付が不可能になったものであります。この件につきましては、6月に、裁判所より破産手続が開始されたところであります。

村では、本年7月に未納となっております固定資産税については、破産債権届け出書を裁判所に提出したところであります。このような租税債権や公の徴収金については、破産手続上優先的に支払われることになっておりますので、時期はまだはっきりはしませんが、いずれ納入されるものと考えております。

近年、村内に固定資産を有する納税義務による滞納の事例も広域化、複雑化しており、税務課においては大変苦慮しているところでありますが、完納継続に向け、鋭意努力しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2点目の質問であります村有地貸付料につきましてお答えをいたします。

貸付の地目別件数と貸付料であります、料金であります、宅地が7件です。宅地が7件で30万2,563円。道路が4件です。4件で1万2,679円、牧場が1件で9万1,000円、山林も1件で4,000円となっております。

貸付地の主なものでありますが、宿ノ入地内の駐在所敷地が17万5,032円、巡ヶ作地内の田中ニット鮫川工場敷地が5万6,185円、宿ノ入地内の森林管理事務所敷地が5万9,860円となっております。

貸付料につきましては、鮫川村行政財産使用料条例に基づいて徴収しておりますが、牧場につきましては鮫川村牧野管理条例を準用して徴収しているところであります。

次に3番目です。農用地開発公団事業参加者負担金のご質問にお答えします。

青生野肥育組合にかかわる農用地開発公団事業参加負担金の滞納償還金につきましては、平成17年9月28日に提出されました償還金返済契約書に基づき、50万円を年2回に分けて償還させているところであります。このほか、村有地使用料9万1,000円、合わせまして59万1,000円を納入しております。

これらに至る経緯は、平成17年10月12日開催の平成17年第6回鮫川村議会臨時会の議案第73号 土地貸付契約の締結の中でご審議をいただいたところであり、現在まで予定どおり納入されております。

おただしの件ですが、当初償還額を年間50万円にしたときも、かなり厳しい額で設定したとの認識を持っており、当人からも、昨年3月2日に飼料あるいは肥料の高騰と、子牛価

格の下落に伴い、償還金額を20万円減額して年間30万円程度に減額してほしいという申し出がありました。

村といたしましては、厳しい現状は理解するが、減額するに相当の理由がないと判断し、これは議会の皆さんも50万円というのは相当譲歩しての償還金のお願いだから何とか頑張つてということでお願いをし、今続いているところであります。今、償還額の増額は、難しいと判断しているところであります。

なお、引き続き畜産価格の動向を注視しながら指導してまいりたいと考えておりますので、ご協力、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目の質問であります商工費貸付金につきましてお答えをいたします。

ご質問の貸付金は、鮫川村商工業経営合理化資金原資貸付条例によって運用されている資金で、村内事業を営む商工業者が運転資金や経営合理化に必要な設備資金として利用できるものであります。この資金の仕組みは、村が保証融資原資として福島県信用保証協会に750万円を無利子で貸し付け、同協会は村が指定する金融機関に預託して、商工業者に対する融資保証の業務を行うものであります。

村が指定する金融機関への預託金額ですが、東邦銀行の棚倉支店に250万円、白河信用金庫浅川支店に400万円、同埴支店に100万円となっております。

それを年度当初に預けまして、それぞれの銀行が預託金の5倍まで融資できることになっております。

融資条件であります、限度額は1業者当たり500万円以内で、返済期間が5年以内、利率は金融機関との特約比率で、融資に対する保証料が、これはめいめい違うんですね、0.45%から1.9%の範囲内で適用されるものです。

なお、この融資にかかわる信用保証料は、村規定により保証料負担の10分の10以内の額を補給金として交付することとしております。村が福島県信用保証協会に貸し付ける原資750万円は、年度末には県保証協会から返していただくことになっております。

次に、利活用の状況と資金利用の推進策についてであります、最近の利用は平成20年度1件500万円の利用がありました。21年度にはなく、22年6月に1件500万円の利用です。

この融資の業務は、村商工会において指導、あっせんをお願いしているところであります。商工業者の方々が、運転資金や経営合理化に必要な設備資金として利用いただけるように、融資制度の趣旨の普及を図ってまいりたいと考えております。

次に5番目ですが、5番目は教育長よりお答えをいたさせます。

次に私は6番目です。6番目は固定資産評価審査委員会に関するご質問にお答えします。

固定資産評価審査委員会の委員は3名で構成されております。日額報酬は3,000円であります。21年度の委員会の開催は1日でありました。出席された委員は2名であります。欠席された1名の委員は、病気により入院していたんですね、入院のための欠席であります。

次に、審査の申し出に関するものでありますが、申し出件数は1件もございませんでした。

以上で、総務文教常任委員会を代表しての11番、前田武久議員の質疑に答弁とさせていただきます。

5番目は教育長よりお答えをいたさせます。

○議長（前田三郎君） 次に、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） それでは私のほうから、総務文教常任委員会の前田武久議員の第5番目のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、10款教育費についてのお尋ねでございますが、各学校への配当額と実績でございます。

それは、青生野小学校の需用費の配当額が199万9,000円、実績額196万1,602円、備品購入費の配当額13万1,000円、実績額4万2,500円でございます。

鮫川小学校の需用費の配当額610万8,000円、実績額614万4,682円。備品購入費の配当額140万5,000円、実績額134万1,980円でございます。

鮫川中学校の需用費の配当額526万2,000円、実績額485万7,358円、備品購入費の配当額193万6,000円、実績額188万3,484円となっております。

なお、不足が生じた場合は、節内での流用を行う措置をとっております。各学校での小規模改修は、緊急性のあるものを含めて早急に対応することにしており、現時点で懸案となる修繕事項はありませんし、十分な予算措置を行っていると考えています。

なお、修繕の委託業者は、基本的には村内業者に依頼することとしており、各学校から商工会を通して業者を選考しております。

また、特殊な修繕で村内業者で取り扱いができないものに限り、村外の業者に依頼しております。

次に、外国青年招致事業は、本年度で19年目を迎え、語学指導は通常、鮫川中学校を中心に活動しておりますが、鮫川小学校、青生野小学校でも各学年ごとに月1回の英語の授業、

中山間連携事業によるテレビ会議システム交流など、児童・生徒が生きた英語に触れ合う機会を通じた授業、生涯学習の毎月2回の英会話教室などを行っており、その成果としては、中学生がここ2年連続で英語の弁論大会で優秀賞をとり、県大会出場を果たしております。

また、語学に興味を持つ児童・生徒がふえてきているとあらわれ、学校から英語の学力が着実に上がっているという報告も受けております。今後も継続することにより、外国語の地域レベルの向上と成果は大いに期待できるものと考えております。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私のほかに常任委員会の委員の中から再質疑があらうかと思いますが、1点だけ再質疑したいと思います。

それは農用地公団の件ですけれども、これは平成17年に我々議会でもって執行者のほうに要望した約束事項は果たされておられるというふうに感じております。しかし当時17年のときに、その返済条件として、ある程度余裕ができたならば増額して支払うと、それはどういうことかということ、債務者の年齢ですか、それから計算してみても二千何百万円の貸し付けというか融資ですか、これは国への償還金を債務者が払えないから、村の税金で立てかえて払ったというものでありますので、当然村が仕事を与えて、その金が払えないからというような趣旨のものではないということは、よく承知されておると思います。

我々の村民の税金を立てかえ払いしておくお金だということでもありますので、当然1年に50万円の償還、これを10年かかれば500万円ですね、そうすると二千何百万円を返すのには何年かかるかというような逆算方式でいくということ、当然債務者の年齢的な問題からいってもその代にはなかなか難しいんじゃないかというような、そういうふうなことで心配して、償還額をもっと額を上げるべきだというふうなことで、当時は執行者にその旨を伝えてあったというふうに感じております。

当然、債務は次の代にもこれは継続されるかと思いますが、できれば本人がそれを支払うのが一つの義務でありますので、前もその理由を尋ねたところ、今大学に行って、それが終われば何とか増額して自分の払えるうちに払いたいというような意思も承っておりましたのでそのような方向でもって現在に至っていると思いますので、その辺はいろいろな諸般の事情があらうかと思いますが、やはり先ほど言ったような観点から、これは再度やっぱり協議をなさって、できれば早いうちに償還していただくというのが本来ではないかと。

こういう特別な事情をもって村が穏便策をとっておりますので、これをこれから先いろい

ろな債務負担行為が生じた場合に万民にこれを穏便策をとっていったならばこれは問題が生じると思いますので、再度その点について村長にお伺いするわけでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の再質問の農用地開発公団への負担金の償還ですが、議員ご承知のとおり今滞っているのが2,300万円でありますから、50万円ずつ返済すると46年かかるわけであります。大変気の長い話にはなりますが、いろいろ議員も承知のとおり、今の農村・農業を取り巻く環境は、大変厳しい経済環境の中にあると思います。

この辺が改善されましたときには、もちろん本人の臨時所得とかそういった状況もあると思います。こういった情報が入ったときには、いち早く償還をお願いする、こういった方向でただいまのところ昨年は逆に20万円を減らして30万円にしてくれないかという相談があったばかりです。

そういったことで、あとはその今の50万円で、あと情勢が変わりその暁には、そういった早目の公平な措置をとっていきたいと思いますので、ご協力をお願いするところであります。

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員会、2番、宗田雅之君。

2番、宗田君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 平成21年度一般会計歳入歳出決算認定について、産業厚生常任委員会を代表しまして、次の5点についてお伺いします。

1番目、歳出、5款労働費の13節委託料、支出額4,267万2,125円による雇用状況について伺います。

2点目、歳出、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費の25節積立金の館山公園整備推進事業基金2,790万661円の使途・目的についてお伺いします。

3点目、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、5目身体障害者福祉費の20節扶助費のうち身体障害者更生医療等給付費1,051万8,564円の内訳を伺います。

4点目、また同条の20節扶助費のうち障害者自立支援給付費6,435万8,458円の支援場所と金額について伺います。

5点目、歳出、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金のうち、大豆振興対策事業費893万円の事業内訳を伺います。

以上、5点についてお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生委員会を代表しての、2番、宗田雅之議員の質問に対してお答えを申し上げます。

まず第1点目の労働費の委託料支出による雇用状況の質問ですが、お答えを申し上げます。

これは議員ご承知のとおり、アメリカのサブプライムローンに端を発した金融破綻は、日本経済に深刻な影響を与え、派遣労働者やパート労働者の雇いどめによる失業者は330万人と言われております。また、多くの企業が新規採用をふやさないなど、深刻な雇用情勢は改善の兆しが見えないようであります。平成20年後半から国はこれら失業者の緊急雇用対策事業を創設し、本村でもいち早く取り組みを進めてきたところであります。

まず緊急雇用創出基金事業ですが、村道の支障木伐採、村有地、村道との景観保全事業、特産農産物の加工品開発など、7件の事業を村シルバー人材センター、東白川郡森林組合、特産さめがわ合同会社にそれぞれ委託して雇用対策事業を行いました。

これらの事業に要した事業費は2,144万1,000円で、うち新規雇用の失業者の状況であります。雇用者数49名、延べ日数が2,928日、人件費は1,568万5,000円となっております。

もう一つの事業、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的とした事業で、有機農業と6次産業の振興、読書活動普及事業、ニュースポーツ推進事業、加工品開発と販売促進活動の4事業を、「手・まめ・館」、NPO法人明日飛子ども自立の里、鮫川社会福祉たんぼぼの家、この4つの事業所に委託して実施したものであります。

事業費は総額で2,123万1,125円であり、うち新たに雇用創出された人数は9名で、事業に要した人件費は1,847万8,473円となっております。

以上の2つの事業が、ご質問の労働費委託料による雇用状況であります。

次に、館山公園整備推進事業基金についてお答えをいたします。

基金の積み立て2,790万661円の内訳です。特別積立金2,766万2,663円、館山公園木材売り払い収入が79万8,661円。巳午古希の同級会の寄附金がありました。この寄附金が5万1,337円と、金澤由樹氏からの寄附もございました。この寄附金が5万円となっております。金澤由樹君は金澤満君の息子さんですね。

基金の使い道につきましては、館山公園整備推進事業基金条例の設置の目的に沿いまして、花木等の植栽、施設の整備、歩道等の整備、植樹しました花木などの手入れや草刈りの財源として、必要に応じて使用してまいりたいと考えております。福島市の花見山公園をしのぐすばらしい公園に仕上げ、村の中心部の活性化につながるように整備していく考えでありますので、ご理解をお願いするところであります。

次に、3点目の質問であります身体障害者更生医療給付金についてお答えをいたします。

総額が1,051万8,564円ですが、障害者1名の方が昨年度合併症を患い、長期入院されて更生医療給付費の支給対象となったものです。医療給付費の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1の負担となっております。この方は医療のかいもなく亡くなりました。

次に、障害者自立支給支援給付費6,435万8,458円のおたただしですが、障害者給付費につきましては、国では毎年さまざまな見直しがされ、障害の程度に応じた給付措置を行っております。中でも、障害者の介護給付費は高齢化もあって大きなウェートを占めております。

議員ご質問の支援場所と金額についてですが、1人の障害者で症状に合わせた複数の施設利用や支援を受けており、またその施設でも複数の支援を行っておりますので、単に比較することはできませんが、昨年度の主な支援施設と金額にて申し上げます。

居宅介護等については主に「ひだまり荘」になりますが152万1,904円です。短期入所については、主に「はなわ育成園」になりますが170万960円です。共同生活介護については、主に郡山市の「ささがわヴィレッジ」などで131万7,498円。共同生活援助については、それぞれのグループホームになります。この金額が303万6,992円。生活介護については、主に石川町の「愛恵」で、金額が583万4,345円です。施設入所支援については、主にいわき市の「カナン村」で57万1,460円。自立訓練につきましては、主に「鮫川たんぽぽの家」で1,100万7292円です。就労移行支援については、これも同じく「鮫川たんぽぽの家」で1,103万330円。就労継続支援につきましては、泉崎の「こころん」や「ウッドピアはなわ」等で667万5,180円。旧法の施設支援については、主に以前から利用されている太陽の国だそうですが、ここに1,771万9,820円などとなっております。

そのほかに、施設入所者の給食費の支援制度がありまして、特定障害者特別給付費として126万5,537円などとなっております。

また、障害者自立支援対策臨時特例基金事業としましては、これらの事業運営安定化業費として、「カナン村」、「鮫川たんぽぽの家」に265万2,960円です。通所サービス等利用促

進事業費として「はなわ育成園」に2万4,180円となっております。

いずれも国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1の負担ですから、村の負担割合は約1,600万円となっております、障害者の支援を行っているところであります。

次に5点目の質問、大豆の振興対策事業についてお答えをいたします。

平成21年度の大豆につきましては、171人の栽培者から37.3トンを購入したところでございます。購入金額は1,630万7,354円となります。この事業始まって以来の大量となり、ただ、連作障害の影響もあり、質は年々低下をしているところが大変心配なところであります。

購入した大豆の消費方法としては、みそを例年の倍ほど仕込んでおります。また、新たに大豆油と丸大豆しょうゆを委託醸造しているところであります。しょうゆにつきましては、製品になるまで1年半ほどかかるとのことで、来年の販売になるかと思っております。

おただしの大豆振興対策事業費893万円の事業内容ですが、これら大豆の購入費として785万円、脱粒にかかわる経費として108万円を使用させていただいております。

平成21年度から、大豆などの購入作業は農林課職員ではなく「手・まめ・館」で、もちろんこの「手・まめ・館」の職員もシルバー人材センターの協力を得て行って、脱粒あるいは集荷作業を実施しているところであります。

以上で、産業厚生常任委員会を代表しての、2番、宗田雅之議員の質疑のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 再質問させていただきます。

1点目と5点目は一応関連して質問したいと思うんですけども。国のほうでも、雇用雇用と、第1に雇用、第2に雇用、第3に雇用という話で、雇用状況というのはこういう過疎地域においては本当に対策するには貴重な、重要な事業であると思っております。

そこでこの1点目の雇用創出、雇用再生事業、これが打ち切られた場合の後の対策、これもみて、やっぱりこういう事業資金を運用していくべきではないかと私は思っております。

その点において、例えば今申しましたここに書かれています有機農業の推進、あとは6次産業の振興の状況、この状況いかんによっては、雇用の場が相当出てくるのではないかと考えておりますので、その有機農業の推進と6次産業の進行状況、現状をちょっとどのようになっているか、教えていただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再質問であります、まず雇用状況であります、

この緊急雇用対策事業は来年で打ち切りであります。3年間というお約束であります。こういった事業で雇用しておいて、事業が打ち切りになったから、はいさようならでは気の毒なわけですし、こういった人たちが、使用されている3年間の間でどうしても事業所に必要な働き手になれば、また雇用も可能かと思われま。

ただその際には、相当その事業所の努力も必要となってくるわけですが、その資金の運用にこのお金を準備するわけには毎年毎年いかないわけ。年々々々精査がありますから、年度でこの金銭の繰り越しはできないことになっておりますので、ご理解いただきたいと思。

また、6次産業化の進行であります。議員ご承知のとおり、今加工室を建設中あります。商工会のほうにも、あるいは「手・まめ・館」のほうでも、この加工室ができると同時にまた新しい商品の開発等を考えていくのではないかと思いますし、そちらに期待をかけた

また、これも承知かと思。今「手・まめ・館」では14名の臨時の職員で稼働しております。これは、当然加工食材が十分開発されたということ。ただ、心配なのは、オープンして6年目ですが、依然として変わらぬ加工品でやっているのではない、新たな展開をみないとお客さんに飽きもこられるのではないかと思。

また、季節を大事にした、いつ行っても鮫川の「手・まめ・館」の食事は同じだではないと思。季節・旬を大事にした、もう少しお勉強できないのかな、そういう思いでもお

この辺も、皆さんと協力しながら、皆さんの状況をいただきながら、指導をいただきながら、あるいは今猪苗代の、ビレッジ猪苗代の料理長、あるいはプロの料理人、「分とく山」の野崎さん、非常にいい先生ですね、こういった先生の指導を受けながら田舎の新しい味も十分開発する、しなければならぬと思。その辺、ぜひ議員さん方の情報提供もお願いしたいと思。

以上で2番、宗田議員の再質問の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） もう一度聞きたいですけれども、私は金を残すんじゃなくて、その金を使って人をつくってくださいということで、とりあえずそういう人材を育成して、けさもテレビでやってたんですけれども、B-1グランプリ、山梨県の鳥もつですか、あれを生産して全国的に有名になってね、すばらしい人がたくさん集まって、今こういった振興策が図

られてるんじゃないかと思っております。だからそういう金を有効に使うのには、それだけの人があれば、それだけの事業が展開できるんじゃないかと思って今質問させていただきました。そういう面について、もう一度村長のお考えをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番の宗田議員の再質問であります。人材の育成ということで今ほど申し上げましたように、「手・まめ・館」のほうでも、特産さめがわのほうでも雇用している皆さんは、新しい商品開発に取り組んで、今実際に販売もしております。これらの継続雇用となりますと、大変今はこういった補助金があるから何とかお願いできますが、これが開発品だけの収入でこの人を雇い入れられるので収支が合うのかということこれはまた容易でないと思います。この辺はもちろん人材の育成で新しい商品開発で利益が上げられるような産業に商品が見つかることができれば、また違った展開もできると思います。

こういったことで、皆さんで真剣に雇用の場の創出、みずから雇用の場、働く場所を確保する意味でも、新しい商品の開発に期待をかけているところでありますので、いろいろ情報の提供等をお願いしたいと思えます。

○議長（前田三郎君） これで代表質疑を終わります。

7番、星君。

○7番（星 一彌君） 7番、関連質問で村長にお伺いをいたしたいと思えます。

先ほど代表で質問いたしましたけれども、関連で、その中で昨年は900万円ほど振興費として出しているんですね。ことしはそれより下がっているということは、一昨年、いわゆる20年度のほうが収入が多かったのか。ことしは先ほど紹介がありましたように、37.3トンですか、それだけの収入あったと。それで対策事業費で893万円であった、20年度は900万円の対策事業費が使われていると。

その辺の20年度と21年度の収入の比較と、それから大豆の対策報償費、21年度で35万1,050円が出されております。これも20年度と比較しますと約28万円の差がございます。その中の内容をご説明をいただきたい。

それから大豆の種の問題なんです、これは恐らく同じ産地から購入してると思えますけれども、その内訳等もお聞きをしたい。先ほど村長のほうから連作障害という問題で、これは21年度の16万7,212円が運搬手数料として出されております。この16万7,212円の内訳、どの程度の面積で運搬したのか、ダンプでどの程度は配布したのか、その辺を追加質問でお伺いをしたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず議員ご指摘のとおりであります、実はこのほかに国の臨時交付金が来ました。6次産業推進化補助金として、国から交付されました金額が530万円です。この530万円は、そのままそっくり大豆の振興対策事業として、前回に皆さんにご報告のとおりであります。こういったことで、この資金が補助金があったものですから、こういった減っても十分生産できたということでもあります。あと、そのほか細部にわたりましては、担当課より後日お答えをさせていただきます。

○村長（大樂勝弘君） 答えられる部分だけ答えさせます。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（森 洋君） ただいまの関連質問がございました中身につきまして、現在承知している部分についてお答えを申し上げたいと思います。

まず21年度の大豆連作障害対策関係につきましては、堆肥を散布していただくという中で、連作障害をなるべく取り除いていこうというような内容になっておりまして、一応助成するという面積は対象人数がちょっと数値が間違っていますが、637アールという数値になっております。人数が一応36名ということで、施肥量が63.7トンということで、1トン当たり2,000円の助成をしているところであります。

それから、あと買い上げ関係につきましては、先ほど村長が申し上げましたが、平成21年につきましては37.3トンということで、20年度と対比いたしますと、20年度の買い上げが約26.5トンというようなことで、数量としては10トン程度昨年は多くなったというような内容になっております。

その他の報償の部分等につきましては、後日詳細にご報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） ただいま村長、農林課長からお答えがあったように、ここで返答できないものについては後日ということでもありますので、そのようにしていきたいと思います。

これで代表質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号 平成21年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 平成21年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 平成21年度鮫川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 平成21年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 平成21年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 平成21年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 平成21年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 平成21年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 平成21年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 平成21年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。ここで10分間休憩いたします。

（午前11時03分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 14 分）

◎議案第 79 号～議案第 88 号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第12、議案第79号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第21、議案第88号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 79号の一般会計補正予算の事項別明細書、10款の教育費、11ページでございますけれども、体育施設費の仮設トイレ借料ということで補正を組まれております。この仮設トイレの設置場所、それからお借りする期間、基数、あわせて説明を求めたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 教育課長のほうから説明させます。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（北條利雄君） 11ページの教育費の6項保健体育費、体育施設費の中の仮設トイレでございますけれども、村民運動場にトイレがございますが、老朽化しておりまして、使用不能になっております。本年度、郡大会等がございまして、利用者に不便を来すということで、緊急に仮設トイレを1基設置しております。使用した業者は湯座建設でございます。

なお、次年度村民運動場にも新しくトイレを設置して、利用者の利便を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 同じく補正の分ですけれども、土木費でもって事項別明細書が10ページ。

白アリ駆除をもって5万円の補正があります、5万円ですね。これの内容なんですけれど

も、実際にシロアリが入ったのかどうか。それと、入ったとすれば、何カ所どの地区に入ったか。

それと、その下の改修工事ですね、改修工事はどこの住宅が改修されるのか、それについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の土木費についてお答えを申し上げます。

まず委託料のシロアリ駆除業務5万円ですが、これは四、五十万円かかるそうですが、年間を通してシロアリの駆除対策をやらなくてはならないということで業者に委託をする考えでおります。広畑の住宅に1棟です。1棟にシロアリの被害が見られた。そして、確認したところ、シロアリもしっかりと確認できたようです。

こういったことで大変困りましたが、あの付近一帯を1年がかりで調査すると、出たのは1棟です。確認できたのは1棟です。そこで駆除することはできるそうです。こういったことで、計画をさせていただきました。

あと、下の村営住宅の改修工事ですが、これも来年度から順次、あそこも公営住宅、すみません、この住宅改修工事の65万円ですね、これは前田住宅を、1部屋を、畳の部屋を板の間にしたい、あとはおふろが入っていないそうですね、おふろが利用者の持ち込みになっているそうですが、これを設置したい、そういうことであります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 前田はほとんど入ってないでしょう、ふろは。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この前田の住宅は、ほとんどでなくて全戸に入っていません。全戸に入っていないんですけども、たまたま1戸あきました。このあいたのを機会に、全戸におふろを順次あき次第に設置したほうが利用者の利便性は図れるのかな、そういう思いで計画をさせていただきました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、その65万円というのは、何かユニット式のふろか何かでも入れるの。全戸というのかなりのこれは毎年計画的にやってくんだというとな、一遍にやってしまうんだかどうか、その辺。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 浴室の改修が一つと、あと先ほど申しあげましたように、居間の畳の部屋を床板にする工事です。そしてこの工事は、退居した、あいた都度、あき次第やっっていくということで、入居者には今皆さん持ち込みのおふろがあるそうですから、これを使ってもらう。退居したときには、そのおふろ持っていきます、持っていくと思います、ほとんどが。その後おふろがなくなっているものですから、新しい入居者に対してのおふろの設置ということでご理解をいただきたいと思います。今入っている人の皆さんのおふろを直すことは考えていません。

○11番（前田武久君） どのくらいの規模のふろなのか。やっぱり今、持ち込みくらいのおふろを入れるの。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の前田議員が話された金額で、この65万円の範囲でできるようなおふろですから、ユニットバスにしちゃうと200万円かかっちゃうね。そういったおふろでいきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 参考にですけども、村営住宅というのは、あとよその地域にはおふろはあるんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番の蛭田議員の質疑ですが、おふろは今は、台所とおふろは全部設備してあります。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 8ページになります。農業振興費の備品購入のことでちょっとお聞きしたいんですが、有害鳥獣捕獲用おり、これを2基とあるんですけども、これは動物を捕獲するやつなんだか、鳥を捕獲するやつなんだか、お聞きしたい。

それから、最近になって非常に村内各地でイノシシの被害が出ているというふうに、農業委員会なんかも連絡が来ているんですけども、村としてどういう対応を考えているか、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の6款の備品購入費の有害鳥獣捕獲用おり2基の20万8,000円の質問であります、これはハクビシンとか、そういう獣をとることのかごを予定

しております。今、そういったハクビシンが多いんですね。こういったことで結構規模があるようで、昨年も準備させていただきましたが、ことしも2基ということで考えております。

あと、イノシシとか鳥獣害対策ですが、今ハンターの皆さんも高齢化しちゃって、なかなか人を集めるのも容易でない。今わなでとるのが多いみたいですね。こういったことで仕掛けわなを皆さんに何とか奨励して、こういった鳥獣の被害から農作物を守っていくような対策は当然村の責任でやらずにかならないのかと思っております。

これは、このわなも仕掛けが必要なんです。ですから、こういった仕掛けを持っている皆さんにフルに活動してもらって、何とか早い時期にこういった対策を、活動が必要かと思いますが、今随分、各大字の西山、鮫川村内全域でイノシシの被害等が見受けられます。こういったことで大変心配しておりますが、こういった鳥獣害に遭ったから農作物をつくられない、これは申しわけないと思っております。こういったことで、猟友会の皆さんと相談しながら、十分にわなは供給できる体制をとっていきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 今村長の答弁の中で、ハンターも非常に高齢化になっているというお答えでございましたけれども、やはりそういう捕獲器具をもって、わなをかけるということになればある程度の体力も必要かなというふうに考えるんですね。そうしたときに、村が中心となって、そういう一般の人の講習を開いて、そういう資格をとらせるというような考えはお持ちなんですか。その辺までお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） わなには資格が必要だそうですから。ただ、この資格はハンターに与えられる資格なの、わなだけで、どうなんだろうね。この辺よく……。

〔「わなだけだけど、ハンターより難しい」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） そうですか。優先的に役場職員に何人かそういう資格をとらせるような計画を練っていきたいと思います。もちろんハンターの皆さんにも、ハンターが少ないときにはそういったわなで農作物を守ることもこういう村は必要かなと思っております。その辺気をつけて、早目の対策、早目にそういったわなの取り扱いのできる人を確保していきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） もう1点、農林水産業、県の補助金なんですけれども、農地制度実

施円滑化事業費ということで250万円。台帳整備とか、恐らく事務整備に関する補助金かなというふうに考えるわけですが、今まで台帳はあろうかと思えます。それと、議事録書なんかも作成されておったと思いますが、それらに対する補助金というようなお話であったかと思えますが、台帳を整備する場合には、それらが村でやるのか、また委託業者に全部任せる。台帳整備に要する金額が250万円の大体ほとんどかなというふうに思われるんですが、その辺ご説明願います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の質問ですが、この事業は機械の購入をするための必要な経費なんですね。もちろん利用状況調査もありますけど、基本台帳を作成するためのフロッピー、ソフトの購入費用に大半当たると思えますと回答させていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、そのソフト作成にも要すると思うんだけど、ソフトはできているのか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これからソフト会社に委託です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 総務費の企画費、地方バス路線維持対策費が相当これは村のほうで出費してますけれども、このバスを利用している人がどの程度いるのか。塙・鮫川線、あと宝木・鮫川線ですか、補助率が塙・鮫川線で228%ぐらいになってますよね。その点。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） この公共交通機関の維持というのはとても大事な施策でありまして、今村では900万円近くを出しておるのが現実であります、果たしてこういったのをこのまま続けていいのかどうかというのも今企画に、係に、担当課に検討させております。

この公共交通機関への、今は福島交通へのバスの援助ですが、これが果たして、もうちょっと村で村内の生活バスを上手に利用できないかな。あとは子供たちの送迎も、そんな人数に合った送迎の方法はないかなって思って、今検討させております。

バスの利用者ですが、これは調べておいたよね。企画のほうで人数を把握しているかね。

1日当たりの人数です。塙・鮫川線、これは1日3便出ているんですね。この中で1日の延

べ人数が25人だそうです。あと宝木・鮫川線、これは1日4便出ているんですね。宝木・鮫川線。これは1日の利用客数が、これも人数で、日数で割るんですけども、7人です。

○議長（前田三郎君） ただいま2番議員、宗田君の質問は、補正予算には計上されていない問題でありまして、これは多分決算書の中を勘違いしたのかと、そういう気がしておりますので、この質問は打ち切りにしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 平成22年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 平成22年度鮫川村老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 平成22年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 平成22年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 平成22年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号 平成22年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決しま
す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号 平成22年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決しま
す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号 平成22年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を

採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号 平成22年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第22、議案第89号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号～議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第23、議案第90号 工事請負契約の変更についてから、日程第25、議案第92号 工事請負契約の締結についてまでの3議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号 工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第91号 工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第92号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時39分）

○議長（前田三郎君） 暫時休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時43分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま村長から議案第93号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての1議案と、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについての1諮問が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、議案第93号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、追加日程第1の議案第93号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

教育委員の任期が、青戸義之氏が、実は1期目を前任者の残任期間ということで務めていただきました。1年7カ月になります。21年の4月1日から22年の10月31日で期間が任期切れということでもあります。第2期目をお願いしたいということでもあります。

鮫川村大字富田字彦次郎176番地、青戸義之、生年月日が昭和29年8月24日ですから、56歳です。

人物、識見とも優秀な人材でありますので、議員皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第93号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採
決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求める
ことについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、追加日程第2の諮問1号 人権擁護委員の推薦につき同意
を求めることについての提案理由の説明をさせていただきます。

前任者であります、中野にお住まいの水野美好さん、皆さんご承知のとおりで脳梗塞を
患い、高齢にもなったということで、2期目で任期を満了したいということで、ことしの12
月31日をもって退職、退任したいということで申し出がありました。

かわりましてきょう提案しますのは、大字赤坂西野字酒垂にお住まいの齋藤實さんです。

昭和14年9月25日生まれですから、満70歳になります。

少し年はいっておりますが、なかなか適任者が見つからない、こういったことで年は少し

お召しになっておりますけれどもまだまだ元気のあるお方でございます。識見、人物とも皆
さんご承知のとおりであります。どうぞ人権擁護委員としてふさわしい活動ができるのでは
ないかと思っておりますので、ご承認をお願いしたいと思っております。任期は3年であります。

よろしくご審議をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いた
すが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを採決します。
本案は齋藤實さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の同意として答申したいと思
いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、前田武久君から次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の
継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いたすが、
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第8回鮫川村議会定例会を閉じます。
ご苦労さまでございました。

(午前11時51分)

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 青 戸 孝 夫

署 名 議 員 岡 部 明